

平成30年度一般会計当初予算説明資料

10 款 教育費

7 項 保健体育費

体育保健課（内線：7922）

2 目 学校体育振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
部活動指導員配置事業	16,203	3,929	12,274	2,979			13,224	
トータルコスト	17,792千円（前年度5,519千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	任用事務、配置校との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	健やかな心と体づくりの推進、ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実							

事業内容の説明

1 事業の概要

高等学校及び中学校における部活動に係る教員の負担軽減及び指導の充実を図るため、地域人材等を単独指導、単独引率が可能な部活動指導員として学校に配置する。

2 事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	事 業 内 容
県立高等学校部活動指導員配置【単県】 （14名分）	10,244	・ 県立高等学校に部活動の単独指導等を行う部活動指導員（非常勤職員）を配置する。
中学校部活動指導員配置【国、県、市町 1/3】 （28人分）	5,959	・ 適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員（非常勤職員）の配置に係る経費の一部を補助し、中学校における部活動に係る教員の負担軽減や部活動の質的な向上を図る。
合 計	16,203	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・ 平成29年度、県立高等学校に部活動指導員（非常勤職員）をモデル配置した。対象は専門的な免許（水上での指導時に必要な船舶免許等）が必要な運動部（ボート部）で、5月から3校のボート部に1名ずつ配置をした。
- ・ 部活動指導員による単独指導等により、顧問教諭の指導時間数が約2割減少したり、専門的な技術指導の時間の増加により生徒のスキルがアップしたりといった成果が見られた。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

10 款 教育費

7 項 保健体育費

体育保健課 (内線: 7522)

2 目 学校体育振興費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
平成30年度全国中学校体育大会開催事業	10,400	2,340	8,060	2,210			8,190	

トータルコスト 11,989千円 (前年度3,930千円) [正職員: 0.2人]

主な業務内容 中体連との調整、申請書の審査、補助金交付、確定検査

工程表の政策目標 (指標) 健やかな心と体づくりの推進、トップアスリートの育成

事業内容の説明

1 事業の概要

平成30年度に中国ブロックで開催される全国中学校体育大会において、鳥取県で開催される2競技(サッカー、ソフトボール)について、開催準備にあたっている鳥取県実行委員会及び鳥取県中学校体育連盟へ運営補助を行う。

	サッカー	ソフトボール
開催期間	平成30年8月18日(土) ～23日(木)	平成30年8月17日(金) ～20日(月)
会場	とりぎんバードスタジアム ユカ・コーラウエストスポーツパーク 鳥取市若葉台スポーツセンター (鳥取市)	倉吉市営野球場 倉吉市営関金球場 北栄町立北条中学校 北条運動場 (倉吉市、北栄町、湯梨浜町、 三朝町、琴浦町)

2 事業内容

(単位: 千円)

区 分	予算額	事業内容
鳥取県実行委員会負担金	3,400	大会の実施に関し、開催準備及び運営にあたる全国中学校体育大会鳥取県実行委員会に補助を行う。
競技別開催経費負担金	7,000	各競技の円滑な大会運営を行うため、鳥取県中学校体育連盟に補助を行う。(一部国庫補助) ・サッカー 4,000千円 ・ソフトボール 3,000千円
合 計	10,400	

3 これまでの取組状況、改善点

平成29年度は、大会の開催準備にあたっている全国中学校体育大会鳥取県実行委員会へ運営負担金として2,340千円の補助を行った。平成30年度は引き続き鳥取県実行委員会への運営費の補助を行うとともに、鳥取県中学校体育連盟に競技別開催経費の補助を行う。現在、大会運営にあたる競技別実行委員会も組織され、来年度の大会開催に向けての準備が進んでいる。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

10 款 教育費

7 項 保健体育費

体育保健課 (内線: 7527)

1 目 保健体育総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童生徒健康問題対策事業	1,859	2,147	△288	546			1,313	
トータルコスト	16,955 千円 (前年度 17,248 千円) [正職員: 1.9 人]							
主な業務内容	協議会・研修会の開催、各学校との調整、謝金等の支払、結核対策委員会の開催							
工程表の政策目標 (指標)	健やかな心と体づくりの推進							

事業内容の説明

1 事業の概要

幼少から生活習慣を整えるなど、がんの予防を含めた健康教育は非常に重要と言えるため、研修会等を通じてがん教育の充実を図る。また、医師や助産師等の専門家の派遣で心や性の指導体制の充実を図るとともに、児童生徒の現代的健康課題に対応した教職員向けの研修会等を実施する。

2 事業内容

(単位: 千円)

区 分	予算額	事業内容
がん教育推進協議会	179	がん教育の充実を図るために医療関係者や学校関係者などと協議をする。(国委託 10/10)
教職員 の 指 導 力 向 上	205	がんという専門性を鑑み、学校の効果的な指導の充実と教職員の指導力向上を図る。(国委託 10/10)
	162	薬物乱用防止に関する専門的な研修を実施し、学校の組織的かつ体系的な指導体制の充実と教職員の指導力向上を図る。(国委託 10/10)
	154	学校生活を送る上で管理が必要な疾患等について、学校で適切な対応を行うための研修会を実施する。
県立学校への支援(専門家派遣)	1,152	専門家を派遣し、児童生徒への講話や教職員への助言を行うことで、より効果的な指導体制の充実を図る。
鳥取県学校結核対策委員会	7	学校における結核検診の実施状況や結果を把握し、精密検査対象の児童生徒への対応及び関係機関との連携による学校の結核管理方針を検討する。(必要時)
合 計	1,859	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・「がん」は生涯の健康づくりの中でも重要な課題と考え、平成29年度より学校での指導の充実を図ることとした。
- ・性に関する指導は各学校で充実しつつあるが、今後も継続した支援は必要なため、県立学校へ医師や助産師等の専門家派遣を行い、校内の指導の充実を図っている。
- ・鳥取県学校結核対策委員会については、県内で感染の広がりが心配される事案が発生した場合や結核健康診断の実施方法等に協議が必要な場合に開催している。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

10 款 教育費

7 項 保健体育費

体育保健課 (内線: 7527)

1 目 保健体育総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
学校安全対策事業	3,899	3,670	229	3,438			461	
トータルコスト	7,872千円 (前年度7,644千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	委託契約、補助金交付、国・市町村との調整、協議会や研修会の開催							
工程表の政策目標 (指標)	安全・安心な教育環境の整備							

事業内容の説明

1 事業の概要

児童生徒が安全・安心な学校生活を送るために、学校の安全教育・安全管理及び学校・家庭・地域が連携した質の高い学校安全の取組を推進する。

2 事業内容

(単位: 千円)

区 分	予算額	事業内容
学校における安全教育推進事業	3,457	<p>○学校安全総合支援事業 (国委託 10/10)</p> <p>防災をはじめとした学校安全の組織的取組と外部の専門家の活用を進めるとともに、モデル地域を指定し、その地域での取組の成果検証・普及を行うことにより、学校の実践的な安全教育・安全管理体制の充実を図る。</p> <p>○学校における防災教育研修会の開催</p> <p>学校における防災教育の効果的な進め方について専門的な研修会を開催し、防災教育の推進を図る。</p> <p>○学校安全 (生活安全・交通安全) 研修会の開催</p> <p>近年多発している事件・事故への対応や危機管理、交通安全等に関して専門的な研修会を開催し、学校における安全教育・安全管理の充実と教職員の安全意識の高揚を図る。</p>
学校・家庭・地域連携学校安全体制推進事業	442	<p>○地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業</p> <p>(国、県、市町村各 1/3)</p> <p>スクールガード・リーダー※の巡回指導・助言や学校安全ボランティア等による子どもの見守り活動などの防犯活動に対する取組を実施する市町村に対して支援する。</p>
合 計	3,899	

※学校の防犯体制及び学校安全ボランティア (スクールガード) の活動に対して専門的な指導を行う者。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・中部地震の経験から実践的な避難訓練等に取り組む学校が増加しているなど、学校の安全教育、安全管理の充実と教職員の資質向上が図られている。
- ・引き続き、学校における安全教育・安全管理の充実と教職員の指導力の向上を推進し、学校間の取組の差が生じないようにするため、研修会等の充実を図る。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

10 款 教育費

7 項 保健体育費

体育保健課 (内線: 7923)

1 目 保健体育総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
学校保健教育指導費	105,112	105,437	△325	30		77,786	27,296	
トータルコスト	115,441千円 (前年度 115,769千円) [正職員: 1.3人]							
主な業務内容	健康診断手数料等の令達、日本スポーツ振興センター・各県立学校との調整							
工程表の政策目標 (指標)	安全・安心な教育環境の整備、健やかな心と体づくりの推進							

事業内容の説明

1 事業の概要

県立学校の児童生徒の健康の保持増進を図るため健康診断等を実施するとともに、学校管理下における児童生徒の災害に対する医療費等の災害共済給付金の支給を行う。

2 事業内容

(単位: 千円)

区 分	予算額	事業内容
災害共済給付事務	83,903	県立学校管理下における児童・生徒の災害に対して、医療費又は見舞金の災害給付を行う。 <給付契約事務> 学校の設置者である県が独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して、給付契約に係る共済掛金を支払う。(22,903千円) <給付金支給事務> 日本スポーツ振興センターから支給された災害共済給付金を該当学校へ給付する。(61,000千円)
鳥取県学校保健会補助金	350	県内の学校保健の向上・発展に寄与する活動を行う県学校保健会に助成を行う。
要保護、準要保護児童生徒医療費	150	学校保健安全法に基づき、要保護、準要保護児童生徒の疾病の治療のために要した医療費について必要な援助を行う。 <要保護> 生活保護受給者及び生活保護を必要とする者 医療費の負担割合 (国庫 1/2、県費 1/2) <準要保護> 要保護者に準ずる程度と教育委員会が認めた者 医療費の負担割合 (単県)
児童生徒の健康診断手数料等	20,709	県立学校が実施する児童生徒の健康診断に要する費用及び事務的経費
合 計	105,112	

3 これまでの取組状況、改善点

学校管理下における児童生徒の災害給付制度への加入、医療費等の災害共済給付金の請求及び給付事務を行うとともに、学校における児童生徒等の健康の保持増進等を図っている。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

10款 教育費

7項 保健体育費

体育保健課 (内線: 7527)

1目 保健体育総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
学校給食・食育推進事業	697	1,354	△657				697	

トータルコスト 10,231千円 (前年度10,892千円) [正職員: 1.2人]

主な業務内容 研修会の開催、委託契約、市町村との調整

工程表の政策目標 (指標) 安全・安心な教育環境の整備、健やかな心と体づくりの推進

事業内容の説明

1 事業の概要

安心・安全な学校給食の充実と食育の推進を図るため、研修会の開催や食育教材の開発を行う。

2 事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	事業内容
衛生管理講習会 栄養教諭等研修会	135	学校給食における衛生管理の徹底のための講習会や、栄養教諭、学校栄養職員の資質向上のための研修を実施する。
県産品利用 (地産地消) の推進	164	学校給食における地産地消を推進するための研修や、地場産物を活用した調理講習を実施する。
食育教材の開発	350	栄養教諭等が効果的な食に関する指導を行うための指導用教材の開発を行う。
食でめざせ3 (体・学・気) カラアップ支援事業	48	県立学校に講師等の支援者を派遣し、食に関する学習や講演会を実施する。
合計	697	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・継続的に学校給食関係者を対象とした研修等を実施することにより、安全・安心な学校給食が提供されているとともに、地場産物の積極的な活用等、給食内容の充実が図られている。
- ・栄養教諭を中心として、学校における食育の推進に取り組んでいる。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

10 款 教育費

7 項 保健体育費

体育保健課 (内線: 7527)

1 目 保健体育総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立学校給食費	126,567	120,732	5,835				126,567	
トータルコスト	139,279千円 (前年度133,449千円) [正職員: 1.6人]							
主な業務内容	各県立学校との調整、委託契約							
工程表の政策目標 (指標)	安全・安心な教育環境の整備、健やかな心と体づくりの推進							
事業内容の説明								
1 事業の概要								
県立学校の学校給食運営を行う。								
2 事業内容 (単位: 千円)								
区 分	予算額	事 業 内 容						
特別支援学校給食委託	113,698	県立特別支援学校の給食実施に係る調理委託を行う。						
夜間定時制高校夜食費	396	夜間定時制高等学校に通学する生徒のうち、支給条件に該当する生徒に対して夜食 (パン、牛乳) を提供する。						
その他経費	12,473	給食に携わる職員の衛生検査に係る手数料、食堂、配膳室等の消耗品費、光熱水費、修繕費、給食残菜処理委託料 等						
合 計	126,567							
3 これまでの取組状況、改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立特別支援学校の学校給食の調理業務を民間業者に委託し実施している。 ・ 給食の実施にあたっては、学校給食衛生管理基準に基づく給食従事者の職員健康診断の実施などにより、安全・安心な学校給食を提供している。 								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

10款 教育費

7項 保健体育費

体育保健課（内線：7923）

2目 学校体育振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
学校関係体育大会推進費	39,300	45,739	△6,439				39,300	
トータルコスト	40,889千円（前年度47,329千円）【正職員：0.2人】							
主な業務内容	申請書の審査、補助金交付、確定検査							
工程表の政策目標（指標）	ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実							
事業内容の説明								
1 事業の概要								
各種学校体育連盟が主催する全県規模の体育大会等の開催及び全国・中国大会への生徒の参加を支援する。								
2 事業内容 （単位：千円）								
区分	予算額	事業内容						
県小学校体育連盟	420	<ul style="list-style-type: none"> ・県小学校運動記録会開催事業 420 						
県中学校体育連盟	2,420	<ul style="list-style-type: none"> ・県中学校総合体育大会開催事業 400 ・中国中学校体育大会開催事業 420 ・全国・中国中学校体育大会派遣事業 1,600 						
県高等学校体育連盟	36,460	<ul style="list-style-type: none"> ・県高等学校総合体育大会開催事業 900 ・中国ブロック高等学校体育大会開催事業 1,120 ・全国高等学校総合体育大会派遣事業 34,440 						
合計	39,300							
3 これまでの取組状況、改善点								
小・中・高等学校の各体育連盟に対し、児童生徒の日頃の練習の成果を発揮する重要な大会の開催費や派遣費を支援することにより、児童生徒のスポーツ活動の振興に寄与している。								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

10款 教育費

7項 保健体育費

体育保健課 (内線: 7522)

2目 学校体育振興費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どもの体力向上推進プロジェクト事業	1,637	4,479	△2,842				1,637	
トータルコスト	11,966千円 (前年度13,222千円) [正職員: 1.3人]							
主な業務内容	とっとり元気キッズ体力向上支援事業、子どもの体力向上支援委員会の開催							
工程表の政策目標 (指標)	健やかな心と体づくりの推進、ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実							

事業内容の説明

1 事業の概要

子どもの体力・運動能力が低下、二極化の傾向にある鳥取県の課題を解決し、運動の習慣化及び体力の向上を図るため、学校や地域における支援を行うとともに、その成果を県内に普及し、学校、地域での体力向上の取組を推進する。

2 事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	事業内容
とっとり元気キッズ体力向上支援事業	800	PDCAサイクルで体力向上に取り組む学校に対して、運動機会の充実や体育学習の充実のための外部人材の活用を支援する。
体力向上支援事業	82	有識者(大学関係者・幼児教育関係者)及び学校関係者により、県内の子どもたちの体力向上の課題を分析し、その解決策を協議する。
	245	各学校で調査結果の集計や分析を行うことのできるシステムを活用し、調査結果を継続的な体力向上の取組に活かす。
	200	本県ゆかりのトップアスリートを入材バンクとして登録し、希望する学校等へ派遣する。
	310	ホームページ上の「遊びの王様ランキング」サイトを運営して運動機会の提供を行い、子どもたちの運動意欲や体力の向上を図る。
合計	1,637	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・体力・運動能力集計システムを活用し、各市町村に情報を提供し、取組の推進を依頼した。その際、鳥取県子どもの体力向上支援委員会での意見を受け、これまでの県の平均値との単純比較をもとにした資料から、統計的に有意な差があるのかどうかを分析した資料に改善した。
- ・県の児童生徒の課題である「長座体前屈」の数値の改善については、今年度は有意に前年度を下回る学年がなく、やや低下傾向に歯止めがかかった。
- ・今年度トップアスリートバンクに1名追加した。その方を2校に派遣した。平成30年度も1名追加される予定であり、バンクの充実に今後も努めていく。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

10款 教育費

7項 保健体育費

体育保健課(内線:7522)

2目 学校体育振興費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
学校体育充実事業	1,279	2,908	△1,629	1,072			207	
トータルコスト	10,019千円(前年度11,651千円) [正職員:1.1人]							
主な業務内容	研修会の開催、学校訪問、市町村との調整、委託契約							
工程表の政策目標(指標)	健やかな心と体づくりの推進、ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実							

事業内容の説明

1 事業の概要

安全に配慮した小学校課外体育及び中学校部活動における水泳指導の在り方や教員の多忙化等、部活動の効果的な指導の在り方について研修会を開催し、教職員の指導力向上を図る。

また、中学校保健体育科教員の武道学習に対する指導力向上を図るため、公立中学校の武道学習に専門的な指導力を有する授業協力者を派遣し、安全で質の高い授業を実践し、その実践成果をまとめ、県内の市町村教育委員会や学校等に普及・啓発を図ることにより教員の指導力及び資質の向上を目指す。

2 事業内容

(単位:千円)

区分	予算額	事業内容
武道授業協力者派遣 (国委託10/10)	965	中学校の武道(柔道、剣道、相撲)の授業における事故の未然防止や学習の進め方の指導など教員の指導力向上を図るため、武道の授業協力者を派遣する。
武道指導推進委員会 開催(国委託10/10)	107	武道学習における授業協力者の効果的な活用について検討する。
研修会の開催	207	○水泳指導研修会 小学校課外活動及び中学校部活動における水泳指導について、学校安全に配慮した飛込指導等を行うための研修会を開催し、教員の指導力向上を図る。 ○部活動指導者研修会 教員の多忙化等、部活動に関わる課題について、効果的な指導方法や部活動の在り方についての研修会を行い、教員の指導力向上とともに多忙化解消を図る。
合計	1,279	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・本年度、小学校課外体育や部活動における指導の在り方についての研修会を開催した。教職員の指導力向上と学校現場での安全で効率的な指導のため、継続して研修会を開催する。
- ・授業協力者の派遣により、事業実施校で充実した武道学習が行われている。その成果を県内に更に広め、安全で充実した授業が展開されるためにも、継続して取り組む。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

10 款 教育費

7 項 保健体育費

体育保健課(内線:7922)

2 目 学校体育振興費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
運動部活動推進事業	15,812	17,217	△1,405			12,000	3,812	
トータルコスト	18,990千円(前年度20,396千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	講習会の開催、学校訪問、研修会への派遣、市町村との調整、委託契約							
工程表の政策目標(指標)	健やかな心と体づくりの推進							
事業内容の説明	【「鳥取県こども未来基金」充当事業】							
1 事業の概要	<p>中学校及び県立学校の運動部活動に地域のスポーツ指導者を派遣し、部活動及び指導体制の充実を図るとともに、研修会を開催して運動部活動に関わる指導者の資質向上を図る。</p>							
2 事業内容	(単位:千円)							
区分	予算額	事業内容						
外部指導者活用事業	15,261	専門的指導力を有する顧問がいない場合や、より高い専門的指導を必要とする運動部に対して、地域で活動する有能な人材を外部指導者として派遣し、運動部活動の充実を図る。 対象校: 県立学校(単県) 市町村立中学校(県1/2、市町村1/2)						
スポーツ指導者研修会	551	体罰根絶と運動部活動の指導内容・方法の改善につながる研修会を開催し、指導者の資質向上を目指す。 対象校: 県立学校、市町村立中学校						
合計	15,812							
3 これまでの取組状況、改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校・高等学校へ外部指導者を派遣し、運動部活動の指導体制を充実させるとともに、教職員の負担軽減を図っている。 ・ 研修会において、子どものスポーツ活動ガイドラインの概要説明等を行ってきており、研修内容を踏まえ、指導方法を見直す指導者も増えてきている。 							

平成30年度 当初予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目 節 別	10款 教育費										
	1項 教育総務費										
	1目 教育委員 会費	2目 事務局費	3目 教職員人 事費	4目 教育連絡 調整費	5目 教育振興 費	6目 教育財産 管理費	7目 育英奨学 事業費	8目 教育セン ター費	9目 恩給及び 退職年金 費		
1 報 酬	1,778,447	327,651	9,360	70,396	31,833	68,946	123,617	2,194	13,370	7,935	
2 給 料	26,967,445	461,768		461,768							
3 職 員 手 当 等	17,825,930	260,328		260,328							
4 共 済 費	8,996,297	202,276		169,842	2,371	7,247	19,067	354	2,126	1,269	
5 災 害 補 償 費											
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	55,238	55,238									55,238
7 貸 金	28,844	5,714		5,705		9					
8 報 償 費	132,161	87,471		3,196	1,533	45,602	26,730	100		10,310	
9 旅 費	490,979	240,084		17,254	1,216	150,341	35,482	1,388	392	34,011	
費用弁償	21,179	10,513		1,334	△ 824	2,906	6,795	50	82	170	
普通旅費	404,911	186,003		14,643	1,343	127,446	18,247	1,322	310	22,692	
特別旅費	64,889	43,568		1,277	697	19,989	10,440	16		11,149	
10 交 際 費	360	360	360								
11 需 用 費	1,078,259	698,383		25,285	3,487	549,587	16,535	93,874	810	8,805	
12 役 務 費	242,487	149,960		61,721	683	64,957	16,069	2,072	887	3,571	
13 委 託 料	1,411,393	604,626		130,293	7,852	64,582	204,752	174,139	7,902	15,106	
14 使用料及び賃借料	1,118,402	970,564		760,840	1,340	151,969	21,385	8,333	447	26,250	
15 工事請負費	878,618	685,252						638,044		47,208	
16 原 材 料 費	8,278										
17 公有財産購入費	300	300						300			
18 備 品 購 入 費	250,017	97,558		200		88,603	6,816	603		1,336	
負担金、補助及び交付金	2,146,970	1,652,748	961	5	19,499	1,287,657	84,896	4,279	255,244	207	
20 扶 助 費	85,680	85,530					85,530				
21 貸 付 金	1,680	1,680							1,680		
22 補償、補填及び賠償金											
23 引 債 還 金、利子及び割料	71,094	71,094							71,094		
24 投資及び出資金											
25 積 立 金	178,000	178,000		178,000							
26 寄 付 金											
27 公 課 費	537	512					62	450			
28 繰 出 金	287,680	287,680							287,680		
予 備 費											
計	64,035,096	7,124,777	10,681	2,144,833	69,814	2,479,500	640,941	926,130	641,632	156,008	55,238
財 国 庫 支 出 金	10,500,139	1,437,787		1,400	3,813	1,266,648	91,537		74,389		
源 地 方 債	2,517,000	469,000						421,000		48,000	
内 そ の 他	2,120,126	422,780		180,072	3,949	121,180	4,480	34,712	71,130	7,257	
訳 一 般 財 源	48,897,831	4,795,210	10,681	1,963,361	62,052	1,091,672	544,924	470,418	496,113	100,751	55,238

平成30年度 当初予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	2項 小学校費		3項 中学校費		4項 高等学校費			5項 特別支援学校費			
	1目 小学校費	1目 中学校費	1目 高等学校費	2目 高等学校 総務費	2目 高等学校 管理費	3目 施設設備 整備費	1目 特別支援 学校管理 費	2目 特別支援 学校費			
節 別											
1 報 酬	348,605	348,605	300,138	300,138	424,554	424,554		218,482	1,956	216,526	
2 給 料	11,117,041	11,117,041	6,224,056	6,224,056	5,590,189	5,590,189		2,993,372		2,993,372	
3 職 員 手 当 等	7,450,182	7,450,182	4,336,545	4,336,545	3,789,102	3,789,102		1,670,722		1,670,722	
4 共 済 費	3,682,264	3,682,264	2,051,875	2,051,875	1,847,286	1,847,286		995,169		995,169	
5 災 害 補 償 費											
6 恩 給 及 び 退 職 年 金											
7 賃 金	3,121	3,121	2,474	2,474	12,885	12,885		2,379		2,379	
8 報 償 費								10,786	6,656	4,130	
9 旅 費	88,750	88,750	79,450	79,450	4,997	1,974	3,023	29,368	28,203	1,165	
費用弁償	150	150	350	350	1,974	1,974		706	266	440	
普通旅費	88,600	88,600	79,100	79,100	3,023		3,023	26,773	26,658	115	
特別旅費								1,889	1,279	610	
10 交 際 費											
11 需 用 費					76,265		76,265	147,260	145,306	1,954	
12 役 務 費	2,320	2,320	1,470	1,470	12,725		12,725	17,723	14,267	3,456	
13 委 託 料					82,230	1,124	61,328	19,778	68,463	50,263	18,200
14 使用料及び賃借料					58,848		48,816	10,032	11,842	10,437	1,405
15 工 事 請 負 費					132,677		132,677				
16 原 材 料 費					8,278		8,278				
17 公有財産購入費											
18 備 品 購 入 費					37,190		1,831	35,359	15,089	14,626	463
19 付 担 金、補 助 及 び 交 金					1,429		1,429	130		130	
20 扶 助 費											
21 貸 付 金											
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金											
23 引 還 金、利 子 及 び 割 料											
24 投 資 及 び 出 資 金											
25 積 立 金											
26 寄 付 金											
27 公 課 費											
28 繰 出 金											
予 備 費											
計	22,692,283	22,692,283	12,996,008	12,996,008	12,078,655	11,667,114	346,372	65,169	6,180,785	271,714	5,909,071
財 源											
内 庫 支 出 金	5,105,157	5,105,157	2,942,310	2,942,310	16,243	16,243		907,474	500	906,974	
地 方 債	1,500,000	1,500,000	500,000	500,000				10,000		10,000	
そ の 他	2,778	2,778	2,003	2,003	1,412,546	1,389,561	22,985	11,051	9,319	1,732	
一 般 財 源	16,084,348	16,084,348	9,551,695	9,551,695	10,649,866	10,261,310	323,387	65,169	5,252,260	261,895	4,990,365

平成30年度 当初予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	6項 社会教育費								7項 保健体育費			
	1目 社会教育 総務費	2目 文化財保 護費	3目 図書館費	4目 博物館費	5目 青少年社 会教育施 設費	6目 埋蔵文化財 センター費	7目 生涯学習 センター 費	1目 保健体育 総務費	2目 学校体育 振興費	3目 体育施設 費	4目 スポーツ 振興費	
1 報 酬	148,747	2,642	48,545	35,547	44,129	2,521	15,282	81	10,270	55	10,215	
2 給 料	537,460	537,460							43,559	43,559		
3 職 員 手 当 等	291,943	291,943							27,108	27,108		
4 共 済 費	202,887	183,250	6,586	5,699	4,525	374	2,453		14,540	14,511	29	
5 災 害 補 償 費												
6 恩 給 及 び 退 職 年 金												
7 貸 金	2,271		868	925	214		264					
8 報 償 費	19,313	1,588	7,252	2,507	7,630	90	246		14,591	2,237	12,354	
9 旅 費	42,325	3,960	16,799	3,985	13,261	1,067	3,218	35	6,005	3,191	2,814	
費用弁償	7,433	443	5,078	126	1,585	86	80	35	53	53		
普通旅費	18,956	2,587	4,346	2,152	6,424	891	2,556		2,456	2,442	14	
特別旅費	15,936	930	7,375	1,707	5,252	90	582		3,496	696	2,800	
10 交 際 費												
11 需 用 費	145,441	1,011	28,031	38,089	38,701	1,142	38,467		10,910	10,905	5	
12 役 務 費	40,910	3,128	6,741	11,925	15,778	172	3,166		17,379	17,364	15	
13 委 託 料	539,007	6,133	133,329	42,898	84,069	76,128	110,031	86,419	117,067	116,632	435	
14 使用料及び賃借料	74,254	2,129	6,841	41,582	6,554		17,148		2,894	2,890	4	
15 工 事 請 負 費	60,689		21,711					38,978				
16 原 材 料 費												
17 公 有 財 産 購 入 費												
18 備 品 購 入 費	100,180		181	93,808	3,565	1,838	200	588				
19 負 担 金、補 助 及 び 交 金 付	349,193	10,030	281,715	131	54,449		2,868		143,470	84,710	58,760	
20 扶 助 費									150	150		
21 貸 付 金												
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金												
23 債 還 金、利 子 及 び 割 引												
24 投 資 及 び 出 資 金												
25 積 立 金												
26 寄 付 金												
27 公 課 費	25		25									
28 繰 出 金												
予 備 費												
計	2,554,645	1,043,274	558,624	277,096	272,875	83,332	193,343	126,101	407,943	323,312	84,631	
財 源												
国 庫 支 出 金	80,893		71,588			1,637	7,668		10,275	4,014	6,261	
地 方 債	38,000							38,000				
そ の 他	179,182	6	4,452	6,726	15,190	602	152,206		89,786	77,786	12,000	
一 般 財 源	2,256,570	1,043,268	482,584	270,370	257,685	81,093	33,469	88,101	307,882	241,512	66,370	

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
10款 教育費		
1項 教育総務費		
1目 教育委員会費		
報 酬	教育委員	5人
負担金、補助 及び交付金	全国都道府県教育委員会連合会負担金	961
2目 事務局費		
報 酬	非常勤職員	6人
	鳥取県教育審議会委員	30人
	鳥取県教育審議会委員 (部会)	18人
	業務補助職員等	24人
	農場管理補助職員	6人
	業務支援員	6人
	業務コーディネーター	1人
給 料	教育長	1人
	一般職員	108人
	定数外職員	3人
負担金、補助 及び交付金	電波利用料	5
積 立 金	鳥取県こども未来基金積立金	178,000
3目 教職員人事費		
報 酬	非常勤職員	5人
	心の健康相談員	1人
	教員業務アシスタント	13人
	教職員の処分等に係る評価委員会委員	3人
	健康管理審査会委員	5人
	健康管理担当医	31人
	産業医	3人
	指導改善研修教員審査委員会委員	6人
	特別免許状検定審査委員	2人
負担金、補助 及び交付金	公立学校共済組合職員事務費負担金	88
	公立学校共済組合役職員の基礎年金拠出金に係る負担金	6,880
	託児年間利用団体登録料	2
	教職員人間ドック負担金	11,203
	全国免許管理システム運営協議会負担金	1,326
4目 教育連絡調整費		
報 酬	非常勤職員	3人
	学校評議員	120人

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
	学校関係者評価委員	120人
	幼児教育支援員	1人
	幼児教育アドバイザー	1人
	幼稚園新規採用職員研修指導員	13人
	教科用図書選定審議会委員	13人
	エキスパート教員選考委員	6人
	支援コーディネーター	2人
	指導員	4人
	ソーシャルワーカー	1人
	相談員 (教育相談)	2人
	専門指導員 (教育相談)	2人
	スクールソーシャルワーカースーパーバイザー	1人
	学校生活適応支援員	18人
	いじめ問題調査委員会委員	5人
	外国人英語指導助手	5人
負担金、補助 及び交付金	ふるさと鳥取見学 (県学) 支援事業費補助金	668
	幼保一体化に向けた幼児教育・保育相互理解研修事業費補助金	32
	鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 (土曜授業実施支援事業)	7,999
	地域で育む学校支援ボランティア事業費補助金	3,825
	鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 (学校支援ボランティア等)	15,994
	鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 (とっとりふれあい家庭教育応援事業)	6,886
	鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 (放課後子供教室推進事業)	15,543
	鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 (「地域未来塾」推進事業)	3,745
	鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 (コミュニティ・スクール推進体制構築事業)	5,790
	社会教育関係団体補助金 (社会教育団体による地域づくり支援事業)	1,876
	被災児童生徒就学援助事業費補助金	660
	被災幼児就園支援事業費補助金	60
	中国・四国地区教育研究所連盟会費	10
	スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金	39,616
	鳥取県公立高等学校等就学支援金	1,167,177
	鳥取県公立高等学校学び直し支援金	1,456
	全国高等学校長協会負担金	192
	全国普通科高等学校長会負担金	70

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
	全国高等学校長協会家庭部会負担金	90
	全国高等学校長協会体育部会負担金	20
	全国商業高等学校長協会負担金	114
	全国工業高等学校長協会負担金	53
	全国農業高等学校長協会負担金	92
	全国水産高等学校長協会負担金	45
	全国総合学科高等学校長協会負担金	50
	全国理数科高等学校長協会負担金	21
	全国福祉高等学校長協会負担金	10
	全国公立学校事務長会負担金	72
	全国定時制通信制高等学校長協会負担金	32
	全国通信制高等学校長会負担金	6
	水温協会普通会員年会費	60
	都道府県教育委員会等指導事務主管部課長会分 担金	15
	中・四国高等学校就職対策協議会負担金	15
	鳥取県高等学校家庭クラブ連盟補助金	901
	鳥取県学校農業クラブ連盟補助金	976
	第65回全国水産高等学校実習船運営協会研究 協議会補助金	315
	第15回中国地区高等学校総合学科等教育研究 大会補助金	100
	教員内地留学授業料	766
	新教育大学入学料、授業料、検定料	6,294
	14条大学入学金、授業料	3,525
	競技大会参加費	213
	外国青年海外傷害保険料負担金	131
	外国青年渡航経費負担金	450
	自治体国際化協会負担金	360
5目	教育振興費	
報	酬	
	外国人英語指導助手	24人
	外国人韓国語指導助手	2人
	非常勤職員	7人
	就労定着支援員	6人
	鳥取県特別支援教育推進委員会	50人
	運営指導委員会委員	16人
	英語教育推進会議	2人
	理数課題研究等発表会審査員	4人
	英語弁論大会審査員	8人
	グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会	4人

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
負担金、補助 及び交付金	鳥取県中学校文化連盟補助金	1,200
	全国・中国研究大会開催費補助金	100
	市町村等が行う特別支援学校児童生徒通学支援 に対する交付金	35,292
	教員内地留学研修負担金	280
	被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業費補 助金	18
	全国盲学校長会負担金	20
	全国聾学校長会負担金	18
	全国特別支援学校肢体不自由教育校長会負担金	15
	全国特別支援学校病弱教育校長会負担金	15
	全国特別支援学校知的障害教育校長会負担金	60
	全国特別支援学校長会負担金	64
	全国高等学校長協会負担金	64
	全国公立学校事務長会負担金	24
	放送大学受講補助金	218
	理療科・寄宿舎指導員研修受講料	15
	外国青年海外傷害保険料負担金	590
	外国青年日本語教育研修負担金	40
	外国青年渡航経費負担金	1,740
	自治体国際化協会負担金	1,872
	外国の大学等授業料	600
	ALT指導力向上研修	10
	鳥取県高等学校定時制通信制教育振興会補助金	170
	高校生海外体験支援補助金	1,400
	高校生海外留学支援補助金	600
	高等学校等海外派遣支援補助金	2,400
	スタンフォード大学講座受講負担金	10,355
	鳥取県高等学校文化連盟補助金	20,741
	鳥取県高等学校文化連盟補助金 (文化部パワーアップ 事業)	2,405
鳥取県高等学校文化連盟補助金 (まんが専門部)	3,570	
とっとり夢プロジェクト事業補助金	1,000	
6目 教育財産管理費		
報酬	非常勤職員	1人
負担金、補助 及び交付金	公共下水道受益者負担金	1,593
	安全運転管理者協議会負担金	41
	土地改良区負担金	829
	水利組合負担金	8
	営繕積算システム負担金	68

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
	避難所公立学校体育館環境整備補助金	1,740
7目	育英奨学事業費	
報 酬	非常勤職員	6人
	育英奨学資金選考委員会	5人
負担金、補助及び交付金	鳥取県大学等進学資金助成金	1,188
	鳥取県学生寮運営事業補助金	31,535
	鳥取県高校生等奨学給付金	222,521
貸付金	高等学校定時制通信制課程修学奨励金	1,680
償還金、利子及び割引料	地域改善対策高等学校等進学奨励費補助金国庫償還金	71,094
繰出金	育英奨学事業特別会計繰出金	287,680
8目	教育センター費	
報 酬	非常勤職員	3人
	I C T教育支援員	1人
	教職員研修等実施協議会委員	8人
負担金、補助及び交付金	都道府県指定都市教育センター所長協議会負担金	37
	全国教育研究所連盟負担金	25
	中国・四国地区教育研究所連盟負担金	10
	全国特別支援教育センター協議会負担金	5
	教職員研修費負担金	130
2項	小学校費	
1目	小学校費	
報 酬	非常勤講師等	477人
給 料	教員	2,286人
	養護教員	127人
	栄養教諭	13人
	学校栄養職員	29人
	事務職員	139人
	定数外職員	31人
3項	中学校費	
1目	中学校費	
報 酬	非常勤講師等	184人
給 料	教員	1,310人
	養護教員	62人
	栄養教諭	6人
	学校栄養職員	14人
	事務職員	80人

節 の 明 細

項		目	金額 (千円) 等	
		定数外職員	13人	
4項 高等学校費				
1目 高等学校総務費				
報 給	酬 料	非常勤講師等	303人	
		教員	1,017人	
		養護教員	31人	
		実習助手	90人	
		事務職員	88人	
		司書	24人	
		船員	18人	
		教育相談員	4人	
		学校技能主事	24人	
		自動車整備士	1人	
			定数外職員	37人
		2目 高等学校管理費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県立倉吉農業高等学校寄宿舎運営事業補助金		1,046	
	土地改良区負担金		218	
	水利組合負担金		2	
	ボイラー協会負担金		30	
	食品衛生協会負担金		8	
	全国水産高等学校実習船運営協会負担金		125	
5項 特別支援学校費				
1目 特別支援学校管理費				
報 酬	学校評議員		45人	
	学校関係者評価委員		45人	
2目 特別支援学校費				
報 給	酬 料	非常勤講師等	159人	
		手話普及コーディネーター	2人	
給 料	酬 料	教員	606人	
		養護教員	15人	
		栄養教諭	1人	
		実習助手	21人	
		寄宿舎指導員	27人	
		学校栄養職員	2人	
		事務職員	29人	
		介助職員	6人	
		学校技能主事	8人	

節 の 明 細

項		目	金額 (千円) 等
		学校看護師	3人
		定数外職員	7人
	負担金、補助 及び交付金	手話技能検定補助金	130
6項 社会教育費			
1目 社会教育総務費			
報 酬	社会教育委員	14人	
	県民カレッジ運営委員会委員	9人	
	子どもの読書活動推進委員会委員	6人	
	ポップコンテスト審査員	5人	
	非常勤職員	1人	
給 料	一般職員	129人	
負担金、補助 及び交付金	県社会教育委員連絡協議会負担金	14	
	全国社会教育委員連合会負担金	70	
	鳥取県社会教育協議会補助金	200	
	青少年ふるさとキャリア教育活性化事業補助金	243	
	鳥取県社会教育団体補助金	4,876	
	鳥取県人権教育推進事業費補助金	4,627	
2目 文化財保護費			
報 酬	文化財保護審議会委員	20人	
	非常勤職員	6人	
	整理作業員	18人	
	維持管理・薫蒸作業員	10人	
	調査・研究補助員	1人	
	とっとり弥生の王国調査整備活用委員会	17人	
	銃砲刀剣類登録審査委員会委員	3人	
	銃砲刀剣類登録審査委員会補助員	2人	
	指定管理候補者審査委員会委員	4人	
	負担金、補助 及び交付金	文化遺産を活かした地域振興活動への支援負担金	525
古代歴史文化に関する共同調査研修事業負担金		700	
妻木晩田物産振興会助成金		701	
妻木晩田遺跡活用実行委員会負担金		200	
鳥取県ミュージアム・ネットワーク負担金		2	
青谷上寺地遺跡展示館管理運営費補助金		4,354	
埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金		16,464	
出土遺物保存修理事業費補助金		151	
重要遺跡確認調査費補助金		517	
埋蔵文化財保存活用整備事業費補助金		2,813	

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
	鳥取県文化財保存・保護事業費補助金	238,380
	地域民俗芸能再生事業費補助金	414
	中国・四国ブロック民俗芸能大会負担金	900
	池田家墓所整備活用促進事業補助金	11,145
	妻木晩田遺跡発掘調査負担金	19
	青谷上寺地遺跡スーパーボランティア支援事業 交付金	4,430
3目 図書館費		
報 酬	図書館協議会委員	8人
	非常勤職員	15人
負担金、補助 及び交付金	日本図書館協会負担金	50
	全国公共図書館協議会負担金	21
	県図書館協会負担金	60
4目 博物館費		
報 酬	博物館協議会委員	15人
	警備員	3人
	非常勤職員	12人
	美術品収集評価委員会委員	7人
	非常勤職員 (看視員、受付)	40人
負担金、補助 及び交付金	日本博物館協会負担金	45
	全国科学博物館協議会負担金	20
	全国美術館会議負担金	30
	日本博物館協会中国支部負担金	7
	鳥取県ミュージアム・ネットワーク補助金	1,557
	鳥取県ミュージアム・ネットワーク負担金	2
	鳥取県立博物館振興会補助金	2,359
	企画展開催費負担金	50,429
5目 青少年社会教育施設費		
報 酬	体験活動指導員	2人
	指定管理候補者審査委員会委員	4人
	中間評価指定管理施設運営評価委員	4人
6目 埋蔵文化財センター費		
報 酬	非常勤職員	2人
	発掘調査員	1人
	整理作業員	3人
	看視員	2人
負担金、補助 及び交付金	全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会負担金	30
	鳥取県ミュージアム・ネットワーク負担金	2

節 の 明 細

項		目	金額 (千円) 等
		資格取得等受講料	315
		青谷調査室施設維持管理経費負担金	2,521
	7目	生涯学習センター費	
	報 酬	指定管理候補者審査委員会委員	4人
	7項	保健体育費	
	1目	保健体育総務費	
	報 酬	琴の浦高等特別支援学校給食等調理業務委託業者選定委員会委員	2人
		がんの教育推進協議会委員	6人
		学校の安全教育推進委員会委員	3人
	給 料	一般職員	10人
	負担金、補助及び交付金	鳥取県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	442
		全国都道府県体育・保健・給食主管課長協議会負担金	15
		日本スポーツ振興センター災害給付負担金	22,903
		日本スポーツ振興センター災害共済給付金	61,000
		鳥取県学校保健会補助金	350
	2目	学校体育振興費	
	報 酬	子どもの体力向上支援委員会委員	3人
		武道指導員推進委員会委員	4人
		運動部活動指導員	14人
	負担金、補助及び交付金	鳥取県学校関係体育大会補助金	39,300
		鳥取県トップアスリート派遣事業補助金	50
		運動部活動外部指導者活用事業補助金	3,051
		平成30年度全国中学校体育大会鳥取県実行委員会負担金	3,400
		平成30年度全国中学校体育大会競技別開催経費負担金	7,000
		部活動指導員配置促進事業補助金	5,959

継続費に及び前年度以降の支出額、前年度末までの支出額又は支出額の
見込み及び当該年度以降の支出額並びに事業の進行状況等に関する調査書

当初

款	項	事業名	全体計画													継続費の総 額に対する 進捗率	
			年度	年割額	左の財源内訳							前年度 末までの 支出額	前年度末ま での支出 (見込)額	当該年度支 出予定額	当該年度末 までの支出 予定額		翌年度以降 支出予定額
					特定財源		一般財源		その他								
					国库支出金	地方債	千円	千円	千円	千円	千円						
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
			67,061	67,061		516,909	1,288,192	956,834				956,834					24.5
			1,805,101	837,983		517,000	320,983	1,076,791				1,076,791					27.5
		鳥取高等学校耐 震改修等整備事業 費	821,860	821,860		776,000	45,860	1,365,065				1,365,065					34.9
			372,734	372,734		302,000	70,734	506,049				506,049					12.9
			8,229	8,229			8,229					8,229					0.2
10教育費	1教育総務費		3,912,968	583,970	1,595,000	1,733,998	3,398,690	506,049				8,229					100.0
			102,331	72,945		29,386	51,049					51,049					2.0
			1,288,236		1,280,000	8,236	866,155					866,155					33.3
		米子東高等学校整 備事業費	681,409	681,000	681,000	409	982,178					982,178					37.8
			518,008	517,000	517,000	1,008	690,602					690,602					26.5
			10,636	9,000	9,000	1,636						10,636					0.4
			2,600,620	2,487,000	2,487,000	72,945	40,675	1,899,382				10,636					100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	地 方 債 千円	特 定 財 源		一 般 財 源 千円
								そ の 他 千円	そ の 他 千円	
平成30年度 県立学校教室用プロ ジェクター等賃借料	1,608			平成31年度から 平成33年度まで	1,608					1,608
平成30年度 県立高等学校タブレット 端末等賃借料	29,230			平成31年度から 平成33年度まで	29,230					29,230
平成30年度 県立学校パソコン用ソフ トウェアライセンス使用 料	16,434			平成31年度から 平成33年度まで	16,434					16,434
平成30年度 県立学校教育用ハンコ ン等(専門機器)賃借料	185,277			平成31年度から 平成36年度まで	185,277					185,277
平成30年度 県立特別支援学校タブ レット端末等賃借料	621			平成31年度から 平成33年度まで	621					621
平成30年度 教育情報ネットワーク フィルタリングソフト使用 料	17,510			平成31年度から 平成35年度まで	17,510					17,510
平成30年度 避難所環境整備補助 (公立学校体育館)	15,660			平成31年度から 平成39年度まで	15,660					15,660
平成30年度 学事支援システム賃借 料	68,430			平成31年度から 平成36年度まで	68,430					68,430
平成30年度 鳥取養護学校緊急時搬 送用車両賃借料	1,556			平成31年度	1,556					1,556

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成30年度 鳥取県立大山青年の家 指定管理料	190,867			平成31年度から 平成35年度まで	190,867				190,867
平成30年度 鳥取県立船上山少年自 然の家指定管理料	200,210			平成31年度から 平成35年度まで	200,210				200,210
平成30年度 鳥取県立生涯学習セン ター指定管理料	461,759			平成31年度から 平成35年度まで	461,759				461,759
平成30年度 図書館大研修室視聴覚 機器賃借料	10,661			平成31年度から 平成35年度まで	10,661				10,661
平成30年度 鳥取県立むぎぼんた史 跡公園指定管理料	272,858			平成31年度から 平成35年度まで	272,858				272,858
平成30年度 博物館企画展開催費	87,400			平成31年度	87,400				87,400

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成25年度 県立学校教育用パソコン 賃借料	130,417	平成26年度から 平成29年度まで	98,124	平成30年度から 平成31年度まで	21,345				21,345
平成25年度 県立学校図書管理シス テム賃借料	72,530	平成26年度から 平成29年度まで	31,110	平成30年度から 平成32年度まで	8,506				8,506
平成26年度 教育情報ネットワーク機 器等賃借料	15,379	平成27年度から 平成29年度まで	6,293	平成30年度から 平成31年度まで	2,797				2,797
平成26年度 県立学校教育用パソコン 等(専門機器)賃借料	98,336	平成27年度から 平成29年度まで	49,798	平成30年度から 平成32年度まで	8,503				8,503
平成26年度 県立学校教室用プロ ジェクタ等賃借料	1,979,439	平成27年度から 平成29年度まで	332,759	平成30年度から 平成33年度まで	332,758				332,758
平成26年度 学事支援システム賃借 料	64,949	平成27年度から 平成29年度まで	42,486	平成30年度から 平成31年度まで	20,298				20,298
平成26年度 鳥取湖陵高等学校環境 制御システム賃借料	108,087	平成27年度から 平成29年度まで	30,093	平成30年度から 平成33年度まで	40,124				40,124
平成26年度 学事支援システム賃借 料	73,465	平成27年度から 平成29年度まで	39,825	平成30年度から 平成31年度まで	26,550				26,550
平成27年度 県立学校教育用パソコン 等(専門機器)賃借料	614,653	平成28年度から 平成29年度まで	240,064	平成30年度から 平成33年度まで	276,435				276,435

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額			左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成28年度 県立学校電話交換機設 備賃借料	84,268	平成29年度	5,140	平成30年度から 平成35年度まで	27,843					27,843
平成28年度 県立学校非常勤職員等 パソコン賃借料	87,234	平成29年度	6,899	平成30年度から 平成33年度まで	25,295					25,295
平成28年度 県立学校教育用パソコ ン等(専門機器)賃借料	131,560	平成29年度	22,874	平成30年度から 平成35年度まで	72,619					72,619
平成28年度 県立学校ネットワーク回 線賃借料	107,872	平成29年度	14,480	平成30年度から 平成34年度まで	65,160					65,160
平成28年度 県立学校教室用プロ ジェクター等賃借料	334,377	平成29年度	42,709	平成30年度から 平成33年度まで	145,921					145,921
平成28年度 県立学校書画カメラ賃 借料	9,406	平成29年度	1,442	平成30年度から 平成33年度まで	4,685					4,685
平成28年度 県立特別支援学校タブ レット端末専用ネット ワーク回線賃借料	2,397	平成29年度	456	平成30年度から 平成33年度まで	1,482					1,482
平成28年度 県立特別支援学校タブ レット端末管理システム 賃借料	10,789	平成29年度	1,762	平成30年度から 平成31年度まで	2,497					2,497
平成28年度 県立高等学校タブレッ ト端末等賃借料	35,922	平成29年度	14,514	平成30年度から 平成31年度まで	18,142					18,142

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	特 定 財 源	一 般 財 源	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成28年度 倉吉農業高等学校寄宿舎給食業務委託	28,644	平成29年度	12,276	平成30年度から 平成31年度まで	16,368			16,368	
平成28年度 学事支援システムサーバ等機器賃借料	3,372	平成29年度	698	平成30年度から 平成33年度まで	2,325			2,325	
平成28年度 教育情報ネットワーク機器保守管理業務委託	195,251	平成29年度	143	平成30年度から 平成33年度まで	62,812			62,812	
平成28年度 教育情報ネットワーク機器賃借料	10,976	平成29年度	0	平成30年度から 平成33年度まで	10,976			10,976	
平成28年度 県立学校エレベーター保守点検業務委託	54,879	平成29年度	17,797	平成30年度から 平成31年度まで	35,594			35,594	
平成28年度 鳥取県立学校寄宿舎給食業務委託	16,563	平成29年度	5,508	平成30年度から 平成31年度まで	11,016			11,016	
平成29年度 県立学校教育用パソコン等(専門機器)賃借料	307,098			平成30年度から 平成36年度まで	298,198			298,198	
平成29年度 県立学校教職員用パソコン等賃借料	639,591			平成30年度から 平成34年度まで	333,472			333,472	
平成29年度 県立学校教室用プロジェクター等賃借料	2,713			平成30年度から 平成33年度まで	2,366			2,366	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源		一般財源 千円
							地方債 千円	その他 千円	
平成29年度 県立学校情報教育通信 ネットワーク接続スライ プ賃借料	8,931			平成30年度から 平成34年度まで	2,231				2,231
平成29年度 県立学校校内LAN運営 支援業務委託	77,366			平成30年度から 平成32年度まで	68,465				68,465
平成29年度 県立学校書画カメラ賃 借料	407			平成30年度から 平成33年度まで	396				396
平成29年度 県立特別支援学校タブ レット端末等賃借料	66,413			平成30年度から 平成32年度まで	52,920				52,920
平成29年度 県立高等学校タブレット 端末等賃借料	45,482			平成30年度から 平成32年度まで	27,794				27,794
平成29年度 教育情報ネットワーク機 器賃借料	23,360			平成30年度から 平成34年度まで	6,592				6,592
平成29年度 避難所環境整備補助 (公立学校校林青館)	15,660			平成30年度から 平成38年度まで	15,660				15,660
平成29年度 琴の浦高等特別支援学 校教室用プロジェクター 等賃借料	52,945			平成30年度から 平成34年度まで	23,749				23,749
平成29年度 県立学校教育用/パソ コン等賃借料(市立米子 養護学校移管関係)	11,302			平成30年度から 平成32年度まで	11,302				11,302

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
平成29年度 米子南高等学校工 ベータ一保守点検業務 委託	1,842			平成30年度から 平成31年度まで	1,842					1,842
平成29年度 県立学校校庭芝生化推 進維持管理業務委託	30,054			平成30年度から 平成31年度まで	30,054					30,054
平成29年度 県立特別支援学校清掃 業務委託	100,524			平成30年度から 平成32年度まで	100,524					100,524
平成26年度 県立学校勤務時間管理 サポートシステム賃借 料	4,585	平成27年度から 平成29年度まで	2,392	平成30年度から 平成31年度まで	1,063					1,063
平成29年度 市町村立学校業務シス テム運用保守委託	340,665			平成30年度から 平成34年度まで	340,665			340,665		0
平成26年度 皆生養護学校通学バス 賃借料	9,420	平成27年度から 平成29年度まで	5,652	平成30年度から 平成31年度まで	3,768					3,768
平成28年度 県立特別支援学校情報 共有用ホームページ運 用保守委託	4,765	平成29年度	953	平成30年度から 平成33年度まで	3,812					3,812
平成28年度 皆生養護学校通学バス 運行管理業務委託	28,038	平成29年度	9,346	平成30年度から 平成31年度まで	18,692					18,692
平成29年度 中部ハートフルスパー ス機械警備業務委託	389			平成30年度から 平成31年度まで	389					389

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円
平成29年度 西部ハートフルスペース 機械整備業務委託	389				389				389
平成26年度 教育情報ネットワーク機 器賃借料	95,443	平成27年度から 平成29年度まで	52,618	平成30年度から 平成32年度まで	37,454				37,454
平成27年度 教育センターパソコン研 修室整備事業費	20,481	平成28年度から 平成29年度まで	9,458	平成30年度から 平成32年度まで	10,641				10,641
平成28年度 教育センター電気工作 物保安業務委託	1,070	平成29年度	348	平成30年度から 平成31年度まで	697				697
平成29年度 教育センター清掃等業 務委託	20,625			平成30年度から 平成32年度まで	20,625				20,625
平成29年度 教育センター消防設備 保守点検業務委託	399			平成30年度から 平成32年度まで	399				399
平成29年度 教育センター機械整備 業務委託	390			平成30年度から 平成32年度まで	390				390
平成29年度 教育センター昇降機保 守点検業務委託	195			平成30年度から 平成32年度まで	195				195
平成29年度 鳥取湖陵高等学校教職 員用タブレット端末賃借 料	446			平成30年度から 平成32年度まで	446				446

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源				一般財源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成29年度 青谷高等学校タブレット 端末管理システム等運 用事業費	195			平成30年度から 平成31年度まで	195					195
平成26年度 無断持出防止装置シ ステム貸借	6,195	平成27年度から 平成29年度まで	4,432	平成30年度から 平成31年度まで	1,601					1,601
平成27年度 図書館業務システム (貸出・返却・蔵書管理 等)賃借料	158,446	平成28年度から 平成29年度まで	60,264	平成30年度から 平成32年度まで	85,374					85,374
平成27年度 図書館マイクロフィルム スキャナー等賃借料	3,692	平成28年度から 平成29年度まで	1,763	平成30年度から 平成32年度まで	1,909					1,909
平成28年度 図書館利用者用イン ターネット端末賃借料	1,556	平成29年度	312	平成30年度から 平成33年度まで	1,041					1,041
平成28年度 図書館機械警備業務委 託	303	平成29年度	100	平成30年度から 平成31年度まで	199					199
平成28年度 図書館中央集塵装置保 守業務委託	873	平成29年度	291	平成30年度から 平成31年度まで	581					581
平成28年度 図書館庭園管理業務委 託	3,174	平成29年度	849	平成30年度から 平成31年度まで	1,698					1,698
平成28年度 図書館防水扉保守業務 委託	633	平成29年度	211	平成30年度から 平成31年度まで	421					421

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成28年度 図書館自動扉保守業務 委託	2,292	平成29年度	761	平成30年度から 平成31年度まで	1,523				1,523
平成28年度 図書館小荷物昇降機保 守業務委託	1,164	平成29年度	381	平成30年度から 平成31年度まで	762				762
平成28年度 図書館自動制御設備保 守業務委託	4,104	平成29年度	1,177	平成30年度から 平成31年度まで	2,354				2,354
平成28年度 図書館エレベーター保 守点検業務委託	8,694	平成29年度	2,722	平成30年度から 平成31年度まで	5,443				5,443
平成28年度 図書館閲覧室用貸鉢賃 借料	903	平成29年度	259	平成30年度から 平成31年度まで	518				518
平成28年度 図書館芳香器及び便器 洗浄器賃借料	312	平成29年度	103	平成30年度から 平成31年度まで	207				207
平成29年度 図書館映像録音資料視 聴覚機器賃借料	1,569			平成30年度から 平成34年度まで	1,561				1,561
平成29年度 図書館空調設備保守点 検業務委託	10,656			平成30年度から 平成32年度まで	10,656				10,656
平成29年度 図書館内安全対策業 務委託	17,256			平成30年度から 平成32年度まで	17,256				17,256

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成29年度 奨学資金債権回収委託	10,400				10,400				10,400
平成29年度 奨学金管理システム保 守業務委託	10,750				10,750				10,750
平成28年度 旧鳥取湖陵高等学校美 和分校機械嘗備業務委 託	300	平成29年度	100		200				200
平成28年度 むきばんだ史跡公園空 調機器保守点検業務委 託	2,517	平成29年度	792		1,584				1,584
平成28年度 むきばんだ史跡公園消 防設備保守点検業務委 託	228	平成29年度	65		130				130
平成28年度 むきばんだ史跡公園浄 化槽維持管理業務委託	1,860	平成29年度	576		1,152				1,152
平成28年度 むきばんだ史跡公園電 気工作物保安管理業務 委託	477	平成29年度	143		286				286
平成28年度 埋蔵文化財センター機 械嘗備業務委託	984	平成29年度	328		656				656
平成28年度 埋蔵文化財センター電 気工作物保安管理業務 委託	1,335	平成29年度	494		809				809

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金	地方債	特 定 財 源		一般財源
								千円	千円	
平成28年度 埋蔵文化財センター清掃業務委託	1,992	平成29年度	648	平成30年度から 平成31年度まで	1,296					1,296
平成28年度 埋蔵文化財センター消防設備保守点検業務委託	351	平成29年度	105	平成30年度から 平成31年度まで	210					210
平成28年度 埋蔵文化財センター空調機器保守点検業務委託	804	平成29年度	241	平成30年度から 平成31年度まで	483					483
平成26年度 博物館資料タータベ久公開システム機器賃貸借料	15,076	平成27年度から 平成29年度まで	8,980	平成30年度から 平成31年度まで	3,718					3,718
平成26年度 博物館機械整備業務委託	650	平成27年度から 平成29年度まで	292	平成30年度から 平成31年度まで	194					194
平成26年度 博物館湖山倉庫機械整備業務委託	455	平成27年度から 平成29年度まで	164	平成30年度から 平成31年度まで	109					109
平成28年度 博物館設備運転監視等業務委託	32,710	平成29年度	7,970	平成30年度から 平成32年度まで	23,912					23,912
平成28年度 博物館工レベーター保守点検業務委託	4,668	平成29年度	1,555	平成30年度から 平成31年度まで	3,111					3,111
平成28年度 博物館吸収式冷温水発生機保守点検業務委託	6,552	平成29年度	1,987	平成30年度から 平成31年度まで	3,975					3,975

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	地方債 千円	特 定 財 源	
								その他 千円	一般財源 千円
平成28年度 博物館吸収式冷温水発生機ばい煙測定業務委託	621	平成29年度	97	平成30年度から平成31年度まで	195				195
平成28年度 博物館室内空気環境測定業務委託	699	平成29年度	223	平成30年度から平成31年度まで	447				447
平成28年度 博物館貯水槽点検清掃業務委託	738	平成29年度	243	平成30年度から平成31年度まで	486				486
平成29年度 博物館庭園管理業務委託	4,869			平成30年度から平成32年度まで	4,869				4,869
平成29年度 博物館空調自動制御機器保守業務委託	8,445			平成30年度から平成32年度まで	8,445				8,445
平成29年度 博物館電話保守業務委託	186			平成30年度から平成32年度まで	186				186
平成29年度 博物館消防用設備点検業務委託	1,980			平成30年度から平成32年度まで	1,980				1,980
平成29年度 博物館玄関自動扉点検業務委託	357			平成30年度から平成32年度まで	357				357
平成28年度 鳥取養護学校給食業務委託	33,342	平成29年度	11,114	平成30年度から平成31年度まで	22,228				22,228

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額 金 額 千円	左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円		特 定 財 源	一 般 財 源		
					国庫支出金 千円	地方債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円
平成28年度 白兔養護学校給食業務 委託	21,558	平成29年度	7,186	14,372				14,372
平成29年度 倉石養護学校給食業務 委託	62,154			62,154				62,154
平成29年度 信生養護学校給食業務 委託	38,790			38,790				38,790

特別会計総括表

議案第16号

会 計 名	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
県立学校農業実習特別会計	59,066千円	57,532千円	1,534千円
合 計	59,066千円	57,532千円	1,534千円

平成30年度鳥取県立学校農業実習特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 財産収入	1 財産売却収入		千円 41,175	千円 41,268	千円 △ 93		千円	
		1 生産物売却収入	41,175	41,268	△ 93			
		2 家畜類売却収入	33,499	33,820	△ 321	1 生産物売却収入	33,499	
2 繰越金	1 繰越金	3 物品売却収入	6,996	6,768	228	1 家畜類売却収入	6,996	
			680	680	0	1 物品売却収入	680	
			17,870	16,243	1,627			
3 諸収入	1 雑入		17,870	16,243	1,627			
			21	21	0	1 前年度繰越金	17,870	
			21	21	0			
	1 雑入		21	21	0	1 雑入	21	
歳入合計			59,066	57,532	1,534			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			事業収入	区分	金額	説明
						国庫支出金	繰入金	その他				
			千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		
1	県立学校 農業実習費		56,066	54,532	1,534		14,891	41,175				
	1	県立学校 農業実習費	56,066	54,532	1,534		14,891	41,175				
									11	需用費	40,082	
									12	役務費	4,921	
									13	委託料	536	
									14	使用料及び 賃借料	26	
									15	工事請負費	4,364	
									16	原材料費	2,334	
									18	備品購入費	2,639	
									19	負担金、補助 及び負担金	764	
												土地改良区経常賦課金 702
												水利組合賦課金 14
												農事組合負担金 20
												ホルスライ登録協会費 3
												乳牛改良同志会負担金 10
												農協果実部負担金 5
												食品衛生協会費 8
												直売所運営協議会会費 2
									27	公課費	400	
2	予備費											
	1	予備費	3,000	3,000	0		3,000	0				
			3,000	3,000	0		3,000	0				
	1	予備費	3,000	3,000	0		3,000	0				
歳	出	合	59,066	57,532	1,534		17,891	41,175				

平成30年度特別会計当初予算説明資料

1 款 県立学校農業実習費

1 項 県立学校農業実習費

1 目 県立学校農業実習費

教育環境課 (内線: 7698)

(県立学校農業実習特別会計)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	諸収入	繰越金	財産収入	
県立学校農業実習費	56,066	54,532	1,534		21	14,870	41,175	
トータルコスト	56,861千円 (前年度55,327千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	支払等会計事務手続							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の概要								
倉吉農業高等学校で農業実習を行う。								
2 事業内容 (単位: 千円)								
区分	予算額	内容						
倉吉農業高等学校	41,196	米・野菜・草花の栽培実習 家畜の飼育と畜産経営の学習 食品加工実習 (醤油・乳製品等)						
本庁	14,870	保留額、消費税						
計	56,066							
3 これまでの取組状況								
生産物の売払いによる収入を支出に充当する生産計画を立て、農業実習や販売実習などの実体験を通じた学習を行っている。								
平成28年度には、従来特別会計で農業実習の予算措置をしていた智頭農林高等学校が一般会計へ移行した。								

2 款 予備費

1 項 予備費

1 目 予備費

教育環境課 (内線: 7698)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	諸収入	繰越金	財産収入	
予備費	3,000	3,000	0			3,000		
トータルコスト	3,795千円 (前年度3,795千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	支払等会計事務手続							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の概要								
県立学校農業実習特別会計に係る予備費である。								

平成30年度 当初予算歳出事項別明細書（教育委員会）

（特別会計）

節	款 項 目	県立学校農業実習費				予備費		
			うち教育委員会				うち教育委員会	
			県立学校農業実習費	県立学校農業実習費	県立学校農業実習費		予備費	予備費
								予備費
1	報 酬							
2	給 料							
3	職員手当等							
4	共 済 費							
5	災害補償費							
6	恩給及び退職年金							
7	賞 金							
8	報 償 費							
9	旅 費							
	費用弁償							
	普通旅費							
	特別旅費							
10	交 際 費							
11	需 用 費	40,082	40,082	40,082	40,082			
12	役 務 費	4,921	4,921	4,921	4,921			
13	委 託 料	536	536	536	536			
14	使用料及び賃借料	26	26	26	26			
15	工事請負費	4,364	4,364	4,364	4,364			
16	原 材 料 費	2,334	2,334	2,334	2,334			
17	公有財産購入費							
18	備品購入費	2,639	2,639	2,639	2,639			
19	負担金、補助及び交付金	764	764	764	764			
20	扶 助 費							
21	貸 付 金							
22	補償、補填及び賠償金							
23	償還金、利子及び割引料							
24	投資及び出資金							
25	積 立 金							
26	寄 付 金							
27	公 課 費	400	400	400	400			
28	繰 出 金							
	予 備 費					3,000	3,000	3,000
	計	56,066	56,066	56,066	56,066	3,000	3,000	3,000
財	国庫支出金							
源	繰 入 金							
内	そ の 他	14,891	14,891	14,891	14,891	3,000	3,000	3,000
訳	事 業 収 入	41,175	41,175	41,175	41,175			

節 の 明 細 (県立学校農業実習特別会計)

項 目		金額(千円)等
1款 県立学校農業実習費		
1項 県立学校農業実習費		
1目 県立学校農業実習費		
負担金補助 及び交付金	土地改良区経常賦課金	702
	水利組合賦課金	14
	農事組合負担金	20
	ホルスタイン登録協会会費	3
	乳牛改良同志会負担金	10
	農協果実部負担金	5
	食品衛生協会費	8
	直売所運営協議会会費	2

特別会計総括表

議案第17号

会 計 名	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
育英奨学事業特別会計	884,741千円	939,065千円	△54,324千円
合 計	884,741千円	939,065千円	△54,324千円

平成30年度鳥取県育英奨学事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明 千円
						区分	金額 千円	
1 繰入金			287,680	385,094	△ 97,414			
	1 一般会計繰入金		287,680	385,094	△ 97,414			
2 繰越金		1 一般会計繰入金	287,680	385,094	△ 97,414	1	一般会計繰入金	287,680
			10	10	0			
3 諸収入	1 繰越金		10	10	0			
		1 繰越金	10	10	0	1	繰越金	10
1 貸付金元利収入			597,051	553,961	43,090			
	1 貸付金元利収入		597,051	553,961	43,090			
歳入合計			884,741	939,065	△ 54,324			597,051

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
						国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1	育英奨学資金 貸付事業費		884,741	939,065	△ 54,324		287,680	597,061				
		1 育英奨学資金 貸付事業費	884,741	939,065	△ 54,324		287,680	597,061				
									21 貸付金		877,320	高等学校等奨学生貸付金 406,116 大学等奨学生貸付金 471,204
									23 償還金、利子 及び割引料		7,421	国庫返還金 7,421
	歳出合計		884,741	939,065	△ 54,324		287,680	597,061				

平成30年度育英奨学事業特別会計当初予算説明資料

1款 育英奨学資金貸付事業費

1項 育英奨学資金貸付事業費

人権教育課(内線:7541)

1目 育英奨学資金貸付事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰越金)	繰入金	
育英奨学事業費	884,741	939,065	△54,324			10 (諸収入) 597,051	287,680	

トータルコスト 894,275千円(前年度948,603千円) [正職員:1.2人、非常勤職員:0.7人]

主な業務内容 鳥取県育英奨学資金(高校・大学)の貸付

工程表の施策目標指標 安全、安心な教育環境の整備

事業内容の説明

1 事業の概要

県内に住所を有する者の子等で、高等学校等・大学等に在学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与することにより、有用な人材を育成する。

2 事業内容

(単位:千円)

区分	予算額	事業内容
高等学校等奨学資金	406,116	貸与月額…(自宅) 国公立18,000円、私立30,000円 (自宅外) 国公立23,000円、私立35,000円 新規採用枠…700人 貸与条件…成績基準なし、所得基準 返還方法…貸与終了後15年以内、無利子
大学等奨学資金	471,204	貸与月額…国公立 45,000円、私立 54,000円 新規採用枠…240人 貸与条件…成績基準(学業成績3.0以上)、所得基準 返還方法…貸与終了後20年以内、無利子
国庫補助金返還金	7,421	平成14年度から平成16年度までの高等学校奨学資金の財源として国庫補助金が充当されており、奨学生からの返還金の2分の1を国へ返還するもの また、東日本大震災被災生徒には財源として国庫補助金(10/10)が充当されており、奨学生からの返還金を国へ返還するもの
合計	884,741	

(特別会計)

(単位：千円)

節	款 項 目	育英奨学資金貸付事業費			
		うち教育委員会			
		育英奨学資金貸付事業費			
		育英奨学資金貸付事業費			
1	報 酬				
2	給 料				
3	職 員 手 当 等				
4	共 済 費				
5	災 害 補 償 費				
6	恩給及び退職年金				
7	貸 金				
8	報 償 費				
9	旅 費				
	費用弁償				
	普通旅費				
	特別旅費				
10	交 際 費				
11	需 用 費				
12	役 務 費				
13	委 託 料				
14	使用料及び賃借料				
15	工 事 請 負 費				
16	原 材 料 費				
17	公有財産購入費				
18	備 品 購 入 費				
19	負担金、補助及び交付金				
20	扶 助 費				
21	貸 付 金	877.320	877.320	877.320	877.320
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料	7.421	7.421	7.421	7.421
24	投 資 及 び 出 資 金				
25	積 立 金				
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				
	予 備 費				
	計	884.741	884.741	884.741	884.741
財	源 内 訳				
	国庫支出金				
	繰 入 金	287.680	287.680	287.680	287.680
	そ の 他	597.061	597.061	597.061	597.061
訳	事 業 収 入				

節 の 明 細 (育英奨学事業特別会計)

項 目		金額(千円)等
1 款 育英奨学資金貸付事業費		
1 項 育英奨学資金貸付事業費		
1 目 育英奨学資金貸付事業費		
貸付金	育英奨学学生貸付金(高等学校等奨学金)	406,116
	育英奨学学生貸付金(大学等奨学金)	471,204
償還金、利子及び割引料	国庫償還金	7,421

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(特別会計)

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	一 般 財 源			
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	千円	
平成30年度 育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	592,692			平成31年度から 平成35年度まで	592,692				592,692	
平成30年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	562,896			平成31年度から 平成36年度まで	562,896				562,896	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分(特別会計)

事 項	限 度 額 千円	前年度未までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				一般財源 千円
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成25年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	569,916	平成26年度から 平成29年度まで	559,980	平成30年度から 平成31年度まで	9,936					9,936
平成26年度 育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	635,064	平成27年度から 平成29年度まで	613,296	平成30年度から 平成31年度まで	21,768			1,375		20,393
平成26年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	569,916	平成27年度から 平成29年度まで	432,216	平成30年度から 平成32年度まで	137,700					137,700
平成27年度 育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	592,692	平成28年度から 平成29年度まで	381,480	平成30年度から 平成32年度まで	211,212			9,082		202,130
平成27年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	565,056	平成28年度から 平成29年度まで	298,080	平成30年度から 平成33年度まで	266,976					266,976
平成28年度 育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	592,692	平成29年度	190,740	平成30年度から 平成33年度まで	401,952					401,952
平成28年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	561,237	平成29年度	148,003	平成30年度から 平成34年度まで	413,234					413,234
平成29年度 育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	592,692			平成30年度から 平成34年度まで	592,692					592,692
平成29年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	562,896			平成30年度から 平成35年度まで	562,896					562,896

条 例 名 等	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 教育長が特別職の職員となること等に伴い、次の条例について所要の規定の整備を行う。 ア 知事等の退職手当に関する条例 イ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例 ウ 鳥取県職員定数条例 エ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例 オ 鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例 ※当該条例における委員の定数を6人から5人とする等、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する。</p> <p>(3) 施行期日等 ア 施行期日は、公布日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)第2条第5項及び第3条第2項の規定に基づき、<u>知事、副知事、教育長、病院事業の管理者及び常勤の監査委員</u>の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、<u>知事、副知事、教育長、病院事業の管理者及び常勤の監査委員</u>(以下「知事等」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、知事等が任期満了により退職した後に当該任期満了に伴う選挙、選任又は任命により再び知事等となったときは、支給しない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>教育長 100分の30</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(教育長の退職手当の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>教育長又は病院事業の管理者</u>から次条の規定により退職手当を支給されないで職員等となり引き続い</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)第2条第5項及び第3条第2項並びに<u>教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)第2条第1項</u>の規定に基づき、<u>知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長</u>の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、<u>知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長</u>(以下「知事等」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、知事等が任期満了により退職した後に当該任期満了に伴う選挙、選任又は任命により再び知事等となったときは、支給しない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>教育長 100分の30</u></p> <p>2～4 略</p> <p>(教育長の退職手当の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>病院事業の管理者又は教育長</u>から次条の規定により退職手当を支給されないで職員等となり引き続い</p>

て職員等として在職した後引き続き教育長となつた者の先の教育長又は病院事業の管理者としての引き続きいた在職期間の始期から職員等としての引き続きいた在職期間の終期までの在職期間（次項において「特定在職期間」という。）は、その者の引き続き後の教育長としての勤続期間（病院事業の管理者であつた教育長にあつては、引き続き教育長としての勤続期間）に通算する。

4 略

て職員等として在職した後引き続き教育長となつた者の病院事業の管理者又は先の教育長としての引き続きいた在職期間の始期から職員等としての引き続きいた在職期間の終期までの在職期間（次項において「特定在職期間」という。）は、その者の引き続き後の教育長としての勤続期間（病院事業の管理者であつた教育長にあつては、引き続き教育長としての勤続期間）に通算する。

4 略

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																																																													
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、特別職の職員（議会の議員を除く。以下「知事等」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（知事、副知事、<u>教育長</u>及び常勤の監査委員の給与）</p> <p>第2条 知事、副知事、<u>教育長</u>及び常勤の監査委員の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第1（第2条、第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>月額744,000円を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td>月額 156,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">鉄道賃</th> <th rowspan="2">船賃</th> <th rowspan="2">日当 (1日に つき)</th> <th colspan="3">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料(1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>丙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	報酬又は給料の額	略		教育長	月額744,000円を超えない範囲内において知事が定める額	教育委員会の委員	月額 156,000円	略		区分	鉄道賃	船賃	日当 (1日に つき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料(1夜につき)	甲地方	乙地方	丙地方	略								<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、特別職の職員（議会の議員及び<u>教育長である教育委員会の委員</u>を除く。以下「知事等」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（知事、副知事及び常勤の監査委員の給与）</p> <p>第2条 知事、副知事及び常勤の監査委員の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第1（第2条、第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>委員長</td> <td>月額 191,000円</td> </tr> <tr> <td>委員(教育長である者を除く。)</td> <td>月額 156,000円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">鉄道賃</th> <th rowspan="2">船賃</th> <th rowspan="2">日当 (1日に つき)</th> <th colspan="3">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料(1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>丙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	報酬又は給料の額	略		教育委員会の委員	<table border="1"> <tr> <td>委員長</td> <td>月額 191,000円</td> </tr> <tr> <td>委員(教育長である者を除く。)</td> <td>月額 156,000円</td> </tr> </table>	委員長	月額 191,000円	委員(教育長である者を除く。)	月額 156,000円	略		区分	鉄道賃	船賃	日当 (1日に つき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料(1夜につき)	甲地方	乙地方	丙地方	略							
区分	報酬又は給料の額																																																														
略																																																															
教育長	月額744,000円を超えない範囲内において知事が定める額																																																														
教育委員会の委員	月額 156,000円																																																														
略																																																															
区分	鉄道賃	船賃	日当 (1日に つき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料(1夜につき)																																																								
				甲地方	乙地方	丙地方																																																									
略																																																															
区分	報酬又は給料の額																																																														
略																																																															
教育委員会の委員	<table border="1"> <tr> <td>委員長</td> <td>月額 191,000円</td> </tr> <tr> <td>委員(教育長である者を除く。)</td> <td>月額 156,000円</td> </tr> </table>	委員長	月額 191,000円	委員(教育長である者を除く。)	月額 156,000円																																																										
委員長	月額 191,000円																																																														
委員(教育長である者を除く。)	月額 156,000円																																																														
略																																																															
区分	鉄道賃	船賃	日当 (1日に つき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料(1夜につき)																																																								
				甲地方	乙地方	丙地方																																																									
略																																																															

教育委員会の委員、特別車両料金（知事が別に定める旅行の場合には、いずれも上級の旅客運賃）、寝台料金、特別船室料金（知事が別に定める旅行に係る場合に限る。）並びに座席指定料金	旅客運賃（3階級区分船舶による旅行の場合には中級の旅客運賃、2階級区分船舶による旅行の場合には下級の旅客運賃。ただし、知事が別に定める旅行の場合には、いずれも上級の旅客運賃）、寝台料金、特別船室料金（知事が別に定める旅行に係る場合に限る。）及び座席指定料金	円	円	円	円	円	教育委員会の委員、特別車両料金（知事が別に定める旅行の場合には、いずれも上級の旅客運賃）、寝台料金、特別船室料金（知事が別に定める旅行に係る場合に限る。）並びに座席指定料金	旅客運賃（3階級区分船舶による旅行の場合には中級の旅客運賃、2階級区分船舶による旅行の場合には下級の旅客運賃。ただし、知事が別に定める旅行の場合には、いずれも上級の旅客運賃）、寝台料金、特別船室料金（知事が別に定める旅行に係る場合に限る。）及び座席指定料金	円	円	円	円	円
		2,600	13,100	11,800	10,200	2,600			2,600	13,100	11,800	10,200	2,600

略	略
備考 略	備考 略

(鳥取県職員定数条例の一部改正)

第3条 鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、知事の事務部局、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務局、企業局並びに議会の事務局の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「<u>県費負担教職員</u>」という。)のうち、一般職の地方公務員である者(臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、知事の事務部局、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務局、企業局並びに議会の事務局の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「<u>県費負担教職員</u>」という。)のうち、一般職の地方公務員である者(教育長及び臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、<u>教育長</u>、指定管理者の候補者(以下「<u>指定管理候補者</u>」という。)の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等(以下「<u>役員等</u>」という。)に就任している法人その他の団体(境港管理組合を除く。)は、指定管理者になることができない。</p>	<p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、指定管理者の候補者(以下「<u>指定管理候補者</u>」という。)の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等(以下「<u>役員等</u>」という。)に就任している法人その他の団体(境港管理組合を除く。)は、指定管理者になることができない。</p>

(鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正)

第5条 鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例(平成14年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を</p>

<p>年法律第162号) 第3条ただし書の規定により、鳥取県教育委員会の委員の定数は、<u>5人</u>とする。</p>	<p>改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条ただし書の規定により、鳥取県教育委員会の委員の定数は、<u>6人</u>とする。</p>
--	---

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

第6条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項に規定する旧教育長が同項の規定によりなお従前の例により在職する期間においては、第1条の規定による改正後の知事等の退職手当に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の鳥取県職員定数条例の規定、第4条の規定による改正後の鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の知事等の退職手当に関する条例の規定、第2条の規定による改正前の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の鳥取県職員定数条例の規定、第4条の規定による改正前の鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の規定及び第6条の規定による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 学校教育法等の一部が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 次の条例について所要の規定の整理を行う。 ア 鳥取県情報公開条例 イ 職員の給与に関する条例 ウ 職員の特殊勤務手当に関する条例 エ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 オ 子育て王国とっとり条例 カ 災害遺児手当助成条例 キ 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例 ク 鳥取県教育審議会条例 ケ 鳥取県暴力団排除条例 (2) 施行期日は、公布日とする。</p>

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第1条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 小学校の児童、中学校の生徒又は<u>義務教育学校若しくは特別支援学校の児童若しくは生徒</u>(以下この号及び第18条の2において「児童等」という。)の全国的又は全県的な学力の実態を把握するため実施される調査の学級ごとの集計結果であって、児童等の数が10人以下の学級に係るもの</p> <p>(8) 略</p>	<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 小学校の児童、中学校の生徒又は特別支援学校の児童若しくは生徒(以下この号及び第18条の2において「児童等」という。)の全国的又は全県的な学力の実態を把握するため実施される調査の学級ごとの集計結果であって、児童等の数が10人以下の学級に係るもの</p> <p>(8) 略</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の8 義務教育諸学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、<u>中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部</u>をいう。)に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第9 教育職給料表等級別基準職務表(第3条関係)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 教育職給料表(2)等級別基準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td><u>小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務</u></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td><u>小学校、中学校又は義務教育学校の教諭又は養護教諭の職務</u></td> </tr> <tr> <td>特2級</td> <td><u>中学校又は義務教育学校の主幹教諭</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	1級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務</u>	2級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校の教諭又は養護教諭の職務</u>	特2級	<u>中学校又は義務教育学校の主幹教諭</u>	<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の8 義務教育諸学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第9 教育職給料表等級別基準職務表(第3条関係)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 教育職給料表(2)等級別基準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td><u>中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務</u></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td><u>中学校又は小学校の教諭又は養護教諭の職務</u></td> </tr> <tr> <td>特2級</td> <td><u>中学校の主幹教諭の職務</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	1級	<u>中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務</u>	2級	<u>中学校又は小学校の教諭又は養護教諭の職務</u>	特2級	<u>中学校の主幹教諭の職務</u>
職務の級	標準的な職務																
1級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務</u>																
2級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校の教諭又は養護教諭の職務</u>																
特2級	<u>中学校又は義務教育学校の主幹教諭</u>																
職務の級	標準的な職務																
1級	<u>中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務</u>																
2級	<u>中学校又は小学校の教諭又は養護教諭の職務</u>																
特2級	<u>中学校の主幹教諭の職務</u>																

	の職務		
3級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	3級	中学校の副校長又は中学校若しくは小学校の教頭の職務
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務	4級	中学校又は小学校の校長の職務

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第12条 多学年学級担当手当は、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する教諭、助教諭及び講師のうち次の各号に掲げる者を除く者(以下この条において「教諭等」という。)が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第12条 多学年学級担当手当は、公立の小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する教諭、助教諭及び講師のうち次の各号に掲げる者を除く者(以下この条において「教諭等」という。)が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>												
<p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中学校又は義務教育学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p>	小学校	略	中学校又は義務教育学校		略		<p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p>	小学校	略	中学校		略	
小学校	略												
中学校又は義務教育学校													
略													
小学校	略												
中学校													
略													

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する</p>

<p>学校、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。</p>	<p>及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。</p>
略	略
2～6 略	2～6 略

（鳥取県暴力団排除条例の一部改正）

第9条 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（青少年に対する教育等のための措置） 第15条 県は、学校（学校教育法第1条に規定する中学校、<u>義務教育学校（後期課程に限る。）</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。 2・3 略</p>	<p>（青少年に対する教育等のための措置） 第15条 県は、学校（学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。 2・3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条
例
名
等

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

提
出
理
由
及
び
概
要

1 提出理由

義務教育費国庫負担金の算定基準額の引き上げを踏まえ、他県との均衡を考慮し、公立学校の教諭等が心身に著しい負担を与える業務に従事したときに支給される教員特殊業務手当について、所要の改正を行う。

2 概 要

(1) 教員特殊業務手当の額を次のとおり引き上げる。

区分	手当の額
ア 修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	1時間以上2時間未満 900円 (現行 750円)
	2時間以上3時間未満 1,800円 (現行 1,500円)
	3時間以上4時間未満 2,700円 (現行 2,250円)
	4時間以上5時間未満 3,600円 (現行 3,000円)
イ 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	5時間以上6時間未満 4,500円 (現行 3,750円)
	6時間以上 5,400円 (現行 4,500円)
ウ 部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日又は休日等に行うもの	
エ 農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理業務又は家畜等の分娩の補助に係る業務で夜間又は週休日若しくは休日等に行うもの	

(2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 1時間以上2時間未満 <u>900円</u></p> <p>イ 2時間以上3時間未満 <u>1,800円</u></p> <p>ウ 3時間以上4時間未満 <u>2,700円</u></p> <p>エ 4時間以上5時間未満 <u>3,600円</u></p> <p>オ 5時間以上6時間未満 <u>4,500円</u></p> <p>カ 6時間以上 <u>5,400円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 1時間以上2時間未満 <u>750円</u></p> <p>イ 2時間以上3時間未満 <u>1,500円</u></p> <p>ウ 3時間以上4時間未満 <u>2,250円</u></p> <p>エ 4時間以上5時間未満 <u>3,000円</u></p> <p>オ 5時間以上6時間未満 <u>3,750円</u></p> <p>カ 6時間以上 <u>4,500円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正について														
提 出 理 由	1 提出理由 鳥取県附属機関条例に規定する附属機関のうち、所掌事務の関連性が高い複数の機関を統合する。														
概 要	2 概 要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正後</th> <th colspan="2">改正前</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鳥取県教育委員会職員健康管理審査会</td> <td rowspan="2">職員に適用する健康管理区分の決定に関する事項</td> <td>鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会</td> <td>職員に適用する一般疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項</td> </tr> <tr> <td>鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会</td> <td>職員に適用する精神疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	改正後		改正前		名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項	鳥取県教育委員会職員健康管理審査会	職員に適用する健康管理区分の決定に関する事項	鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会	職員に適用する一般疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項	鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	職員に適用する精神疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
改正後		改正前													
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項												
鳥取県教育委員会職員健康管理審査会	職員に適用する健康管理区分の決定に関する事項	鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会	職員に適用する一般疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項												
		鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	職員に適用する精神疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項												
及 び 概 要	3 施行期日 平成30年4月1日 <p><附属機関の見直しの概要></p> 県が設置する附属機関の適正な管理を図るため、全ての機関の運用状況を点検すると共に、事務の簡素効率化及び有識者等人材の有効活用の観点から、下記のとおり全庁的な見直しを実施。														
	(1) 運営方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・県行政の参考とするため有識者等から意見聴取等を行うにあたり、固定的な意見集約組織である附属機関の運用ではなく、必要に応じ、有識者等個人に対してより柔軟かつ機動的に依頼を行う方式が望ましいものについて、運営方法を改めた。 (2) 定型的な機関等の包括規定化 <ul style="list-style-type: none"> ・次の定型的な審査会については条例に包括的な規定を設け、個別機関の設置事務を省略することにより事務の簡素効率化を行った。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> ・補助金等の採択審査等を行うもの </td> <td style="padding: 0 5px;">・</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> 公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの </td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> ・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> ・同一の趣旨目的により、各所属単位で設置されている次の機関については、包括的に規定するものとした。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> ・県機関の外部評価を行うもの </td> <td style="padding: 0 5px;">・</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> 指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの </td> </tr> </table> (3) 機関の整理・統廃合 <ul style="list-style-type: none"> ・役割を終えた機関等を廃止すると共に、設置目的や所掌事務等の関連性が高い機関を統合し、一体的な運用を行うものとした。 	・補助金等の採択審査等を行うもの	・	公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの	・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの			・県機関の外部評価を行うもの	・	指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの					
・補助金等の採択審査等を行うもの	・	公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの													
・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの															
・県機関の外部評価を行うもの	・	指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの													

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県教育委員会職員健康管理審査会	職員に適用する健康管理区分の決定に関する事項	鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会	職員に適用する一般疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
		鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	職員に適用する精神疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
略		略	

附 則

（施行期日）

1. この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2. この条例の施行の際現に次の表の右欄に掲げる改正前の鳥取県附属機関条例別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されている者は、次の表の左欄に掲げる改正後の鳥取県附属機関条例別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されたものとみなす。

鳥取県教育委員会職員健康管理審査会	鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会 鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会
-------------------	--

3. 略

条例名等

鳥取県附属機関条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由
鳥取県附属機関条例に規定する附属機関のうち、所掌事務の関連性が高い複数の機関を統合する。

2 概要

改正後		改正前	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
鳥取県特別支援教育推進委員会	公立学校における障がいのある児童、生徒等の支援等に関する事項	鳥取県就学支援委員会	障がいのある児童、生徒等の就学先及び転学等に関する事項
		鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会	特別支援学校における技能検定に関する事項
		鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会	特別支援学校の児童及び生徒の通学支援に関する事項
		鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	特別支援学校における医療的な介助行為の実施に関する事項

3 施行期日

平成30年4月1日

<附属機関の見直しの概要>

県が設置する附属機関の適正な管理を図るため、全ての機関の運用状況を点検すると共に、事務の簡素効率化及び有識者等人材の有効活用の観点から、下記のとおり全庁的な見直しを実施。

(1) 運営方法の見直し

- ・県行政の参考とするため有識者等から意見聴取等を行うにあたり、固定的な意見集約組織である附属機関の運用ではなく、必要に応じ、有識者等個人に対してより柔軟かつ機動的に依頼を行う方式が望ましいものについて、運営方法を改めた。

(2) 定型的な機関等の包括規定化

- ・次の定型的な審査会については条例に包括的な規定を設け、個別機関の設置事務を省略することにより事務の簡素効率化を行った。

<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の採択審査等を行うもの ・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの
--	--
- ・同一の趣旨目的により、各所属単位で設置されている次の機関については、包括的に規定するものとした。

<ul style="list-style-type: none"> ・県機関の外部評価を行うもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの
--	---

(3) 機関の整理・統廃合

- ・役割を終えた機関等を廃止すると共に、設置目的や所掌事務等の関連性が高い機関を統合し、一体的な運用を行うものとした。

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県特別支援教育推進委員会	公立学校における障がいのある児童、生徒等の支援等に関する事項。	鳥取県就学支援委員会	障がいのある児童、生徒等の就学先及び転学等に関する事項
		鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会	特別支援学校における技能検定に関する事項
		鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会	特別支援学校の児童及び生徒の通学支援に関する事項
		鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	特別支援学校における医療的ケアの実施に関する事項
略		略	

附 則

（施行期日）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に次の表の右欄に掲げる改正前の鳥取県附属機関条例別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されている者は、次の表の左欄に掲げる改正後の鳥取県附属機関条例別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されたものとみなす。

鳥取県特別支援教育推進委員会	鳥取県就学支援委員会 鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会 鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会 鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会
----------------	---

3 略

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正について		
提 出 事 由 及 び 概 要	1 提出理由 ・県行政について調査審議を行う附属機関について、その役割を終了したため廃止する。 ・機関の名称について変更する。		
	2 概 要 [廃止]		
	名 称	調査審議する事項	
	鳥取県キャリア教育推進会議	高等学校におけるキャリア教育のあり方及びキャリア形成のための具体的な施策に関する事項	
	鳥取県地域の産業界と学校のネットワーク会議	地域で活躍できる人材育成のあり方に関する事項	
	[名称変更]		
	改正後	改正前	調査審議する事項
	鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業運営指導委員会	鳥取県立高等学校運営指導委員会	高等学校における農林水産業分野の人材育成に関する事項
	3 施行期日 平成30年4月1日 <附属機関の見直しの概要> 県が設置する附属機関の適正な管理を図るため、全ての機関の運用状況を点検すると共に、事務の簡素効率化及び有識者等人材の有効活用の観点から、下記のとおり全庁的な見直しを実施。 (1) 運営方法の見直し ・県行政の参考とするため有識者等から意見聴取等を行うにあたり、固定的な意見集約組織である附属機関の運用ではなく、必要に応じ、有識者等個人に対してより柔軟かつ機動的に依頼を行う方式が望ましいものについて、運営方法を改めた。 (2) 定型的な機関等の包括規定化 ・次の定型的な審査会については条例に包括的な規定を設け、個別機関の設置事務を省略することにより事務の簡素効率化を行った。 [補助金等の採択審査等を行うもの ・ 公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの] [県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの] ・同一の趣旨目的により、各所属単位で設置されている次の機関については、包括的に規定するものとした。 [県機関の外部評価を行うもの ・ 指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの] (3) 機関の整理・統廃合 ・役割を終えた機関等を廃止すると共に、設置目的や所掌事務等の関連性が高い機関を統合し、一体的な運用を行うものとした。		

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県立高等学校農 林水産人材育成事業 運営指導委員会	高等学校における農林水産 業分野の人材育成に関する 事項	鳥取県立高等学校運 営指導委員会	高等学校における農林水産 業分野の人材育成に関する 事項
略		略	
鳥取県立学校評議委 員会	県立学校の運営に関する事 項	鳥取県立学校評議委 員会	県立学校の運営に関する事 項
		鳥取県キャリア教育 推進会議	高等学校におけるキャリア 教育のあり方及びキャリア 形成のための具体的な施策 に関する事項
略		略	
鳥取県指導改善研修 教員審査委員会	児童等に対する指導が不適 切な教員の認定及びその処 遇等に関する事項	鳥取県指導改善研修 教員審査委員会	児童等に対する指導が不適 切な教員の認定及びその処 遇等に関する事項
		鳥取県地域の産業界 と学校のネットワー ク会議	地域で活躍できる人材育成 のあり方に関する事項
略		略	

附 則

（施行期日）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に次の表の右欄に掲げる改正前の鳥取県附属機関条例別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されている者は、次の表の左欄に掲げる改正後の鳥取県附属機関条例別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されたものとみなす。

鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業運営指導委員会	鳥取県立高等学校運営指導委員会
---------------------------	-----------------

- 3 略

条例
名
等

鳥取県附属機関条例の一部改正について

1 提出理由

鳥取県附属機関条例に規定する附属機関のうち、所掌事務の関連性が高い鳥取県立船上山少年自然の家運営委員会及び鳥取県立大山青年の家運営委員会を統合する。

2 概 要

改正後		改正前	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
鳥取県青少年社会教育施設運営委員会	鳥取県立青少年社会教育施設の施設運営のあり方に関する事項	鳥取県立船上山少年自然の家運営委員会	鳥取県立船上山少年自然の家の施設運営のあり方に関する事項
		鳥取県立大山青年の家運営委員会	鳥取県立大山青年の家の施設運営のあり方に関する事項

3 施行期日

平成30年4月1日

<附属機関の見直しの概要>

県が設置する附属機関の適正な管理を図るため、全ての機関の運用状況を点検すると共に、事務の簡素効率化及び有識者等人材の有効活用の観点から、下記のとおり全庁的な見直しを実施。

(1) 運営方法の見直し

・県行政の参考とするため有識者等から意見聴取等を行うにあたり、固定的な意見集約組織である附属機関の運用ではなく、必要に応じ、有識者等個人に対してより柔軟かつ機動的に依頼を行う方式が望ましいものについて、運営方法を改めた。

(2) 定型的な機関等の包括規定化

・次の定型的な審査会については条例に包括的な規定を設け、個別機関の設置事務を省略することにより事務の簡素効率化を行った。

[・補助金等の採択審査等を行うもの ・公募等による随意契約の相手方の選定等を行うもの]
[・県が行う表彰、認定等の審査選考等を行うもの]

・同一の趣旨目的により、各所属単位で設置されている次の機関については、包括的に規定するものとした。

[・県機関の外部評価を行うもの ・指定管理候補者の審査及び施設の運営評価を行うもの]

(3) 機関の整理・統廃合

・役割を終えた機関等を廃止すると共に、設置目的や所掌事務等の関連性が高い機関を統合し、一体的な運用を行うものとした。

提
出
理
由
及
び
概
要

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県青少年社会教育施設運営委員会	鳥取県立青少年社会教育施設の施設運営のあり方に関する事項	鳥取県立船上山少年自然の家運営委員会	鳥取県立船上山少年自然の家の施設運営のあり方に関する事項
		鳥取県立大山青年の家運営委員会	鳥取県立大山青年の家の施設運営のあり方に関する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に次の表の右欄に掲げる改正前の鳥取県附属機関条例別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されている者は、次の表の左欄に掲げる改正後の鳥取県附属機関条例別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されたものとみなす。

鳥取県青少年社会教育施設運営委員会	鳥取県立船上山少年自然の家運営委員会 鳥取県立大山青年の家運営委員会
-------------------	---------------------------------------

- 3 略

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 指定管理者における人材の確保並びに管理運営の一層の効率化及び安定化を図るため、指定管理者の管理の期間を延長する。</p> <p>2 概 要 鳥取県立青少年社会教育施設について、指定管理者の管理の期間を5年間（現行 3年間）とする。</p> <p>3 施行期日 公布日とする。</p> <p>4 経過措置 この条例の施行の日前に鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第5条の規定による教育委員会の指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間については、なお従前の例による。</p>

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定管理者の管理の期間) 第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、同日）から <u>5年間</u> とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。	(指定管理者の管理の期間) 第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、同日）から <u>3年間</u> とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第5条の規定による教育委員会の指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間については、なお従前の例による。

条 例 名 等	鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>民間手法の導入による施設運営の効率化及びサービスの向上を図るため、鳥取県立むきばんだ史跡公園(以下「史跡公園」という。)について、指定管理者制度を導入する。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 史跡公園の管理及び使用料の徴収は、指定管理者に行わせることとし、その業務の範囲を定める。</p> <p>(2) 指定管理者の管理の期間は、5年間とする。</p> <p>(3) 指定管理者の候補者の選定基準について、史跡公園の特例を定める。</p> <p>(4) 史跡公園の所掌事務、許可の取消し等を条例化する等の所要の規定の整備を行う。</p> <p>(5) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は、公布日とする(2)に関する事項を除き、平成31年4月1日とする。</p> <p>(2) 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。</p>

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(所掌事務)</u></p> <p><u>第3条 史跡公園においては、次に掲げる事務を行う。</u></p> <p><u>(1) 史跡公園の維持管理、調査研究及び整備に関すること。</u></p> <p><u>(2) 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。</u></p> <p><u>(3) 史跡公園関係職員その他関係者の研修に関すること。</u></p> <p><u>(4) 妻木晩田遺跡の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条の規定による指定を受けた団体をいう。以下「管理団体」という。）として行う管理及び復旧に関すること。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか史跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。</u></p> <p><u>(職員)</u></p> <p><u>第4条 略</u></p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第5条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史跡公園に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p><u>(1) 史跡公園の維持管理（教育委員会が別に定めるものを除く。）に関する業務</u></p> <p><u>(2) 第3条に規定する事務（前号に掲げる事務を除く。）を補助する業務</u></p> <p><u>(3) 第11条の規定による使用料の徴収に関する業務</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、史跡公園の管理に関する業務のうち教育委員会が別に定めるもの</u></p> <p><u>(指定管理者の管理の期間)</u></p> <p><u>第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた</u></p>	<p><u>(職員)</u></p> <p><u>第3条 略</u></p>

日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者の選定基準)

第7条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第4条第1項の規定による申請があったときは、同条例第5条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 第5条に規定する業務の事業計画書の内容が、史跡公園の効用を最大限に発揮させるとともに、当該業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 第5条に規定する業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (3) 教育委員会が行う事業に積極的に協力する者であること。
- (4) その他教育委員会が第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(利用時間)

第8条 史跡公園の利用時間は、午前9時から午後5時まで(教育委員会があらかじめ指定する日については、午前9時から午後7時まで)とする。

2 略

3 教育委員会は、第1項の規定により指定を行い、又は前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の休止)

第9条 略

(利用の許可)

第10条 略

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。

(1) 略

(2) 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(利用時間)

第4条 史跡公園の利用時間は、午前9時から午後5時まで(7月1日から8月31日までの間については、午前9時から午後7時まで)とする。

2 略

3 教育委員会は、前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の休止)

第5条 略

(利用の許可)

第6条 略

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。

(1) 略

(2) 史跡公園の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 略

3 教育委員会は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(使用料の徴収)

第11条 略

(使用料の減免)

第12条 指定管理者は、次に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除するものとする。

(1)～(5) 略

2 略

(既納の使用料)

第13条 略

(行為の制限等)

第14条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

(1) 史跡公園の施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)～(10) 略

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項第3号及び第6号の許可(以下「行為許可」という。)について、準用する。

3 略

4 第1項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) 管理団体が行う行為

(2)・(3) 略

(措置命令)

第15条 略

(許可の取消し)

第16条 教育委員会は、利用許可又は行為許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(3) 略

(使用料の徴収)

第7条 略

(使用料の減免)

第8条 知事は、次に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1)～(5) 略

2 略

(既納の使用料)

第9条 略

(行為の制限等)

第10条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

(1) 史跡公園の施設又は展示物その他の資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)～(10) 略

2 第6条第2項の規定は、前項第3号及び第6号の許可について、準用する。

3 略

4 第1項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) 管理団体(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第113条第1項の規定による指定を受けた者をいう。)が行う行為

(2)・(3) 略

(措置命令)

第11条 略

<p>(2) <u>利用許可若しくは行為許可を受けた目的以外</u> <u>の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>利用許可又は行為許可の条件に違反したと</u> <u>き。</u></p> <p>(4) <u>詐欺その他不正の行為により、利用許可又は</u> <u>行為許可を受けたとき。</u></p> <p>(5) <u>その他史跡公園の管理上支障がある行為を</u> <u>し、又はそのおそれがあるとき。</u></p> <p>(権限の委任) 第17条</p> <p>第8条から第10条まで及び第14条から第16条までに 規定する教育委員会の権限は、教育委員会規則で定め るところにより所長に委任する。</p> <p>(規則への委任) 第18条 略</p> <p>別表(第11条関係) 略</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第12条 第7条及び第8条(第1項第2号及び第5号 を除く。)に規定する知事の権限は、所長に委任す る。</p> <p>2 この条例に規定する教育委員会の権限は、教育委 員会規則で定めるところにより所長に委任する。</p> <p>(規則への委任) 第13条 略</p> <p>別表(第7条関係) 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第5条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

作 名	財産を無償で貸し付けること（(元) 鳥取農業高等学校実習農園）について								
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 当該土地は県史跡天神山城跡（因幡守護所跡）として保護すべき土地であり、今後の活用策等が決定されるまでの間、維持管理費の低減及び防犯対策を図る観点から、引き続き山王団地自治会に無償で貸し付けようとするものである。</p> <p>2 概要 (1) 財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 45%;">所在地</th> <th style="width: 40%;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>鳥取市湖山町南三丁目607番 1のうち一部</td> <td>1,709.40平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 鳥取市桂見900番地7 盛田 清（山王団地自治会会長）</p> <p>(3) 貸付期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで</p> <p>(4) 経緯 平成18年10月11日から山王団地自治会に市民農園及び防犯灯敷地の用に供するため無償貸付している。</p>			種類	所在地	数量	土地	鳥取市湖山町南三丁目607番 1のうち一部	1,709.40平方メートル
種類	所在地	数量							
土地	鳥取市湖山町南三丁目607番 1のうち一部	1,709.40平方メートル							